



第2期 愛別町
まち・ひと・しごと創生
総合戦略

令和2年3月
愛別町

目次

はじめに	1
------------	---

第1部 人口ビジョン

第1章 第2期愛別町人口ビジョンとは	4
--------------------------	---

1. 人口ビジョンの位置づけ	4
----------------------	---

2. 人口ビジョンの対象期間	4
----------------------	---

第2章 人口の現状分析	5
-------------------	---

1. 人口の推移	5
----------------	---

(1) 総人口の推移	5
------------------	---

(2) 年齢3区分別人口と高齢化率の推移	6
----------------------------	---

(3) 5歳階級別人口ピラミッドの推移	7
---------------------------	---

2. 人口の自然増減	8
------------------	---

(1) 自然増減（出生・死亡）の推移	8
--------------------------	---

(2) 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移	9
------------------------------	---

3. 人口の社会増減	10
------------------	----

(1) 社会増減（転入・転出）の推移	10
--------------------------	----

(2) 転入・転出の状況	11
--------------------	----

(3) 男女別純移動の状況	12
---------------------	----

(4) 男女別・年齢階級別人口移動の長期的動向	13
-------------------------------	----

4. 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響	14
--------------------------------	----

5. 産業別就業者の状況	15
--------------------	----

(1) 産業3部門別就業者比率とその推移	15
----------------------------	----

(2) 男女別・産業大分類別就業者数と産業別特化係数	16
----------------------------------	----

(3) 年齢階級別・産業大分類別就業者比率	17
-----------------------------	----

第3章 将来人口推計	18
------------------	----

1. 将来人口推計	18
-----------------	----

(1) 総人口の将来人口推計	19
----------------------	----

(2) 年齢3区分別人口の変化	20
-----------------------	----

(3) 高齢化率の変化	21
-------------------	----

2. 人口減少段階の分析	22
--------------------	----

3. 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度	23
--------------------------------	----

第4章 人口の将来展望	24
-------------------	----

1. 現状と課題の整理	24
-------------------	----

(1) 人口の状況	24
(2) 将来人口推計	24
(3) 人口の変化が地域の将来に与える影響	25
2. 目指すべき将来の方向	26
3. 人口の将来展望	27

第2部 総合戦略

第1章 第2期愛別町総合戦略の基本的な考え方	30
1. 戦略の位置づけ	30
2. 戦略の推進期間	32
3. 戦略の推進体制	32
4. 戦略の検証・改善について	33
5. 戦略の構成	33
第3章 踏まえるべき町民ニーズと国・道の方向	34
1. アンケート調査にみる町民ニーズ	34
(1) 町内及び近隣での雇用創出のために力を入れるべきこと	34
(2) 町外からの移住促進のために力を入れるべきこと	35
(3) 町民の結婚・出産・子育てのため力を入れるべきこと	35
(4) 住み続けたい生活環境整備のため力を入れるべきこと	36
2. 第2期総合戦略に関する国・道の方向	37
(1) 国の第2期総合戦略の新たな視点と政策体系	37
(2) 北海道の第2期総合戦略の目指す姿と基本戦略	38
第4章 第2期愛別町総合戦略の体系	39
第5章 基本戦略ごとの取り組み	40
1. 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、未来を担う 人材を育成する	40
2. 農業を大切にし、いきいきと働けるようにする	47
3. 新しいひとの流れをつくり、「あいべつ」ファンを増やす	55
4. 誰もが住みたくなる、戻りたくなる安全・便利なまちを つくる	61

はじめに

本町では、人口減少が進む中、平成 26 年度に制定された「まち・ひと・しごと創生法」や、これに基づいて平成 27 年度に策定された国及び北海道の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえるとともに、本町の地域特性や町民ニーズ等を踏まえ、平成 27 年度に「愛別町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定しました。

本町では、これに基づき、人口減少を少しでもゆるやかにし、魅力と活力あふれる愛別町を築き上げ、将来にわたって持続させていくための様々な取り組みを積極的に推進してきました。

しかし、本町の人口は、国勢調査の結果によると、平成 22 年の 3,328 人から平成 27 年には 2,976 人となり、初めて 3,000 人を切るとともに、この 5 年間で 352 人減少し、上川地方 23 市町村の中で 5 番目に減少率が高くなっており、人口減少対策の一層の強化が求められる状況にあります。

国や北海道においても、現行の総合戦略の検証を行うとともに、これに基づき、従来の枠組みを維持しつつ、必要な見直しを行い、第 2 期総合戦略を策定しました。

このような状況を踏まえ、本町の实情に即したさらなる取り組みを進めるため、本町の最上位計画である「第 11 次愛別町振興計画」に基づき、新たな人口減少対策の指針として、「第 2 期愛別町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」（以下「第 2 期愛別町人口ビジョン・総合戦略」という。）を策定します。

第1部 人口ビジョン

第1章 第2期愛別町人口ビジョンとは

1. 人口ビジョンの位置づけ

この「第2期愛別町人口ビジョン」は、「第2期愛別町総合戦略」において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画・立案する上で重要な基礎と位置づけられるもので、本町における人口の現状分析を行い、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。

また、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して「第2期愛別町総合戦略」を定めることを受け、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「国の長期ビジョン」という。）を勘案して「第2期愛別町人口ビジョン」を策定するものとします。

2. 人口ビジョンの対象期間

この「第2期愛別町人口ビジョン」の対象期間は、2060年までとします。

第2章 人口の現状分析

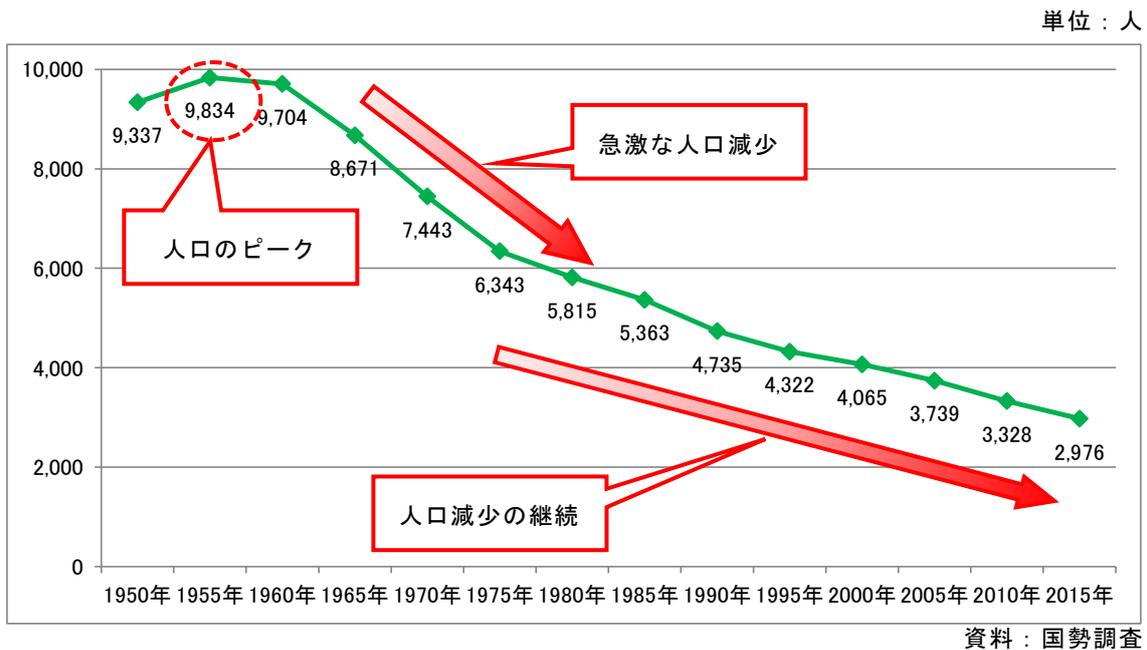
1. 人口の推移

(1) 総人口の推移

国勢調査による本町の総人口の推移をみると、1955年に9,834人に達し、人口のピークを迎えました。しかし、その後の高度経済成長期には急激に人口が減少しており、1975年には6,343人となっています。これは、20年間で3,491人の減少ということになります。

1975年以降も、減少傾向は緩やかになったものの人口減少が継続しており、2015年の人口は2,976人となっています。

図表1 総人口の推移



(2) 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

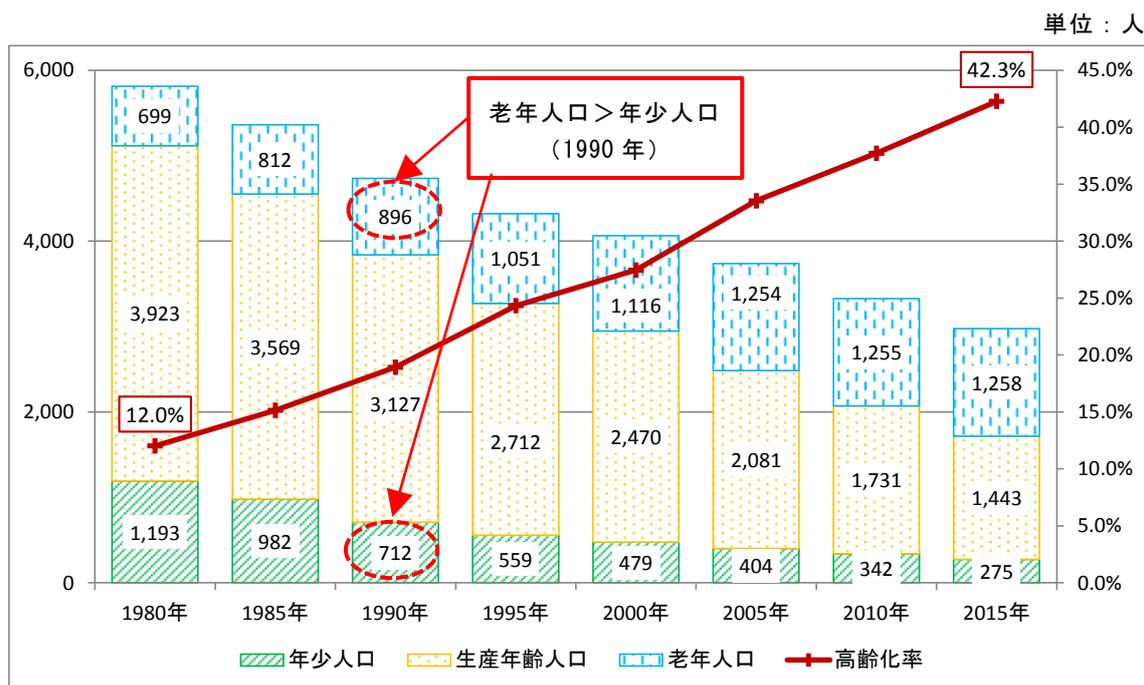
1980年以降の年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）は、減少を続けています。2015年には275人となりましたが、これは35年間で約8割の減少ということになります。

生産年齢人口（15～64歳）は、年少人口と同様に減少し続けており、2015年には1,443人となっています。

老年人口（65歳以上）は、増加を続けてきましたが、2005年以降は横ばいで推移しており、2015年には1,258人となっています。

また、高齢化率（老年人口の割合）も1980年の12.0%から年々上昇し、2015年には42.3%に達しています。年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の横ばいという傾向がみられることから、高齢化率の上昇がまだ続くことが予想されます。

図表2 年齢3区分別人口と高齢化率の推移



	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
年少人口	1,193	982	712	559	479	404	342	275
生産年齢人口	3,923	3,569	3,127	2,712	2,470	2,081	1,731	1,443
老年人口	699	812	896	1,051	1,116	1,254	1,255	1,258
高齢化率	12.0%	15.1%	18.9%	24.3%	27.5%	33.5%	37.7%	42.3%

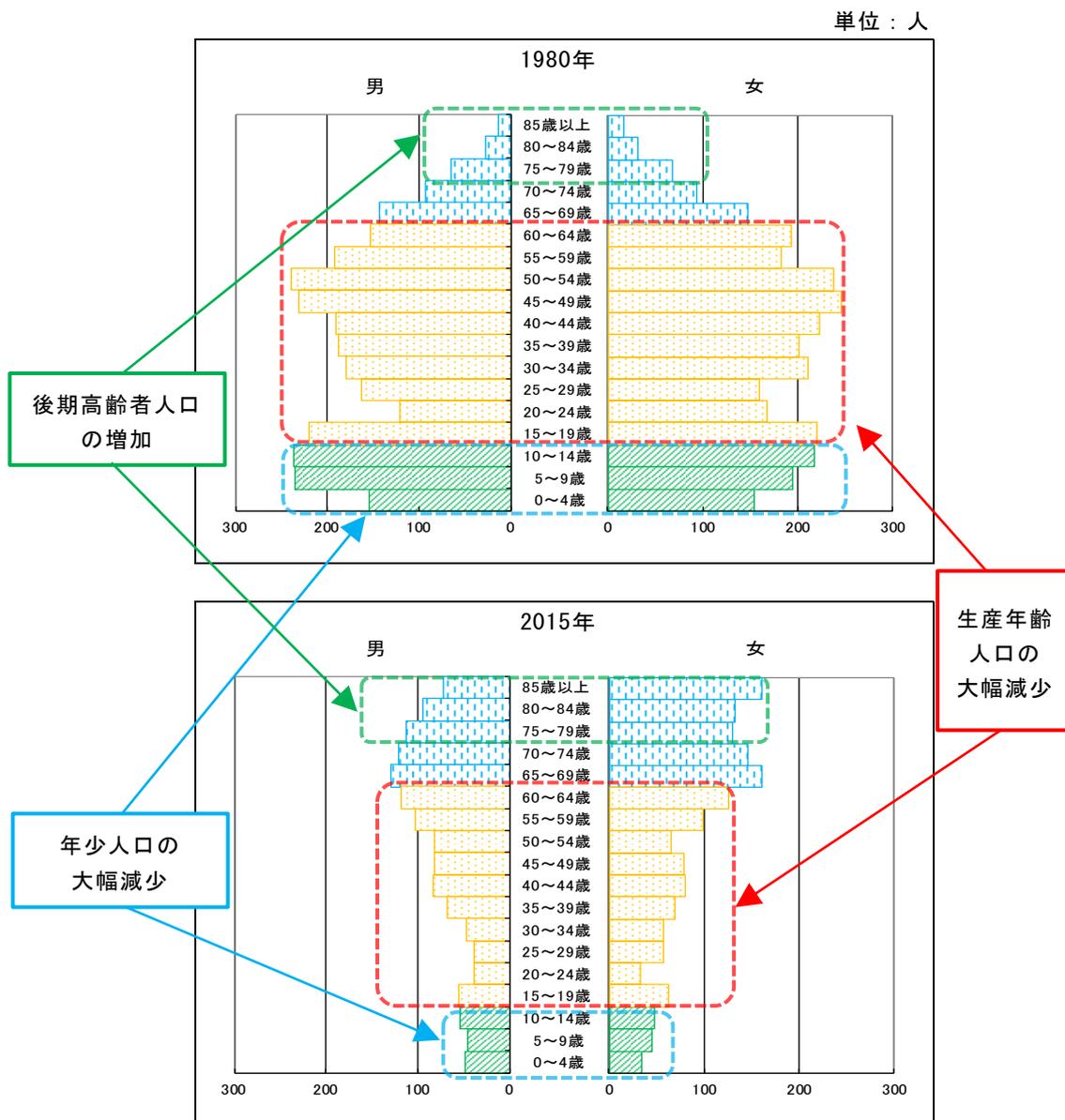
資料：国勢調査

(3) 5歳階級別人口ピラミッドの推移

1980年から2015年の5歳階級別人口ピラミッドの推移をみると、「つりがね型」（年齢層の間で人口の差が少ない型）から「つぼ型」（少子高齢化等にみられる年少人口が少なく、老年人口が多い型）に移行しています。

男女を問わず、年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の増加という傾向が顕著で、少子高齢化と人口減少の状況がみられます。老年人口の中でも、特に後期高齢者人口（75歳以上）が増加しています。

図表3 5歳階級別人口ピラミッドの推移



資料：国勢調査

2. 人口の自然増減

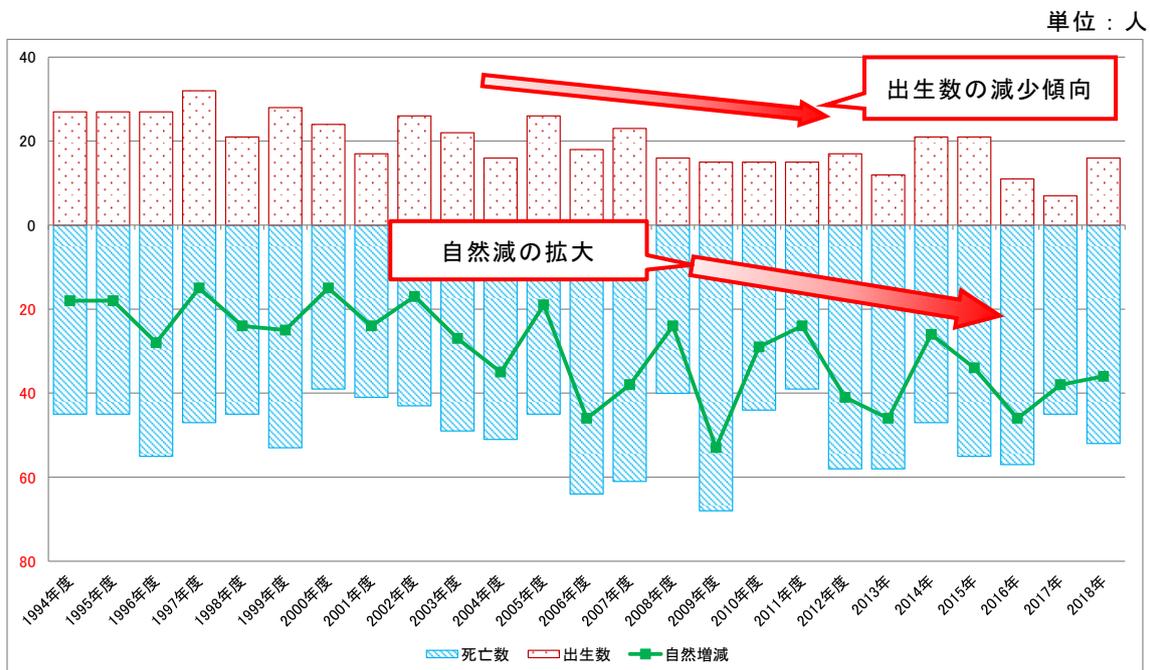
(1) 自然増減（出生・死亡）の推移

本町の1994年度以降の出生数をみると、わずかながら減少する傾向にあります。1990年代後半は概ね20人台で推移していましたが、2000年代に入って徐々にその数を減らし、2008年度以降は概ね20人未満での推移となっています。

一方で、死亡数は、年ごとの上下動はあるものの、概ね40～60人程度で推移しています。

自然増減（出生数マイナス死亡数）をみると、1990年代後半から2000年代前半にかけては20人程度の自然減で推移していましたが、2000年代後半以降は自然減の度合いが拡大しており、2010年代は40人程度の自然減で推移しています。少子化、高齢化が、出生数の減少、死亡数の一定化という形で表れ、自然減を進行させていると考えられます。

図表4 出生数、死亡数、自然増減の推移



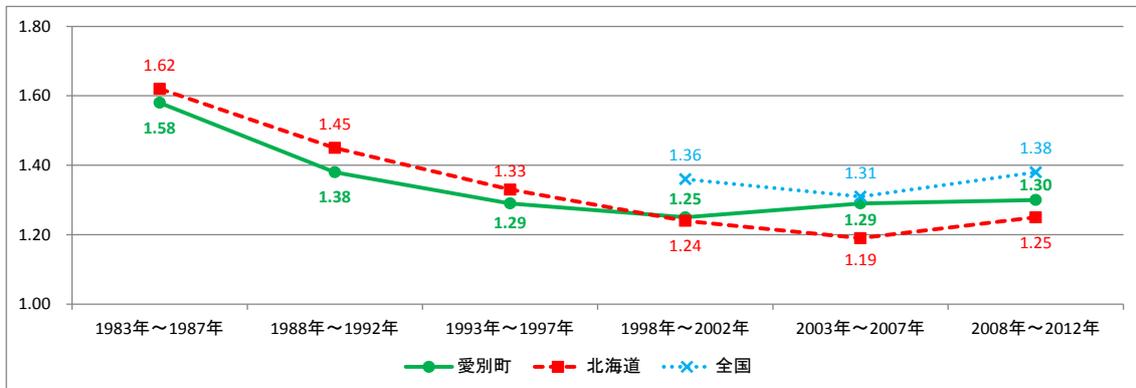
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査
 ※ 2012年度以前は各年4月1日～翌年3月31日の実績値で、2013年以降は各年1月1日～12月31日の実績値のため、2012年度と2013年の実績値は、一部重複する。

(2) 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率¹⁾は、1人の女性が一生に生む子どもの人数の目安とされています。現在の人口を維持できる合計特殊出生率の目安（人口置換水準）は、2017年の日本では2.06となっています。

本町の合計特殊出生率をみると、1983年～1987年の1.58から徐々に下降し、1998年～2002年に1.25になったのち、わずかに上昇し、2008年～2012年には1.30となっています。2008年～2012年には道全体よりも高い数値となっていますが、前述の人口置換水準からも大きくかい離しています。出生率を算出する際に分母となる「15～49歳女性人口」が大幅に減少していることを勘案すると、今後ますます出生数が減少する可能性があります。

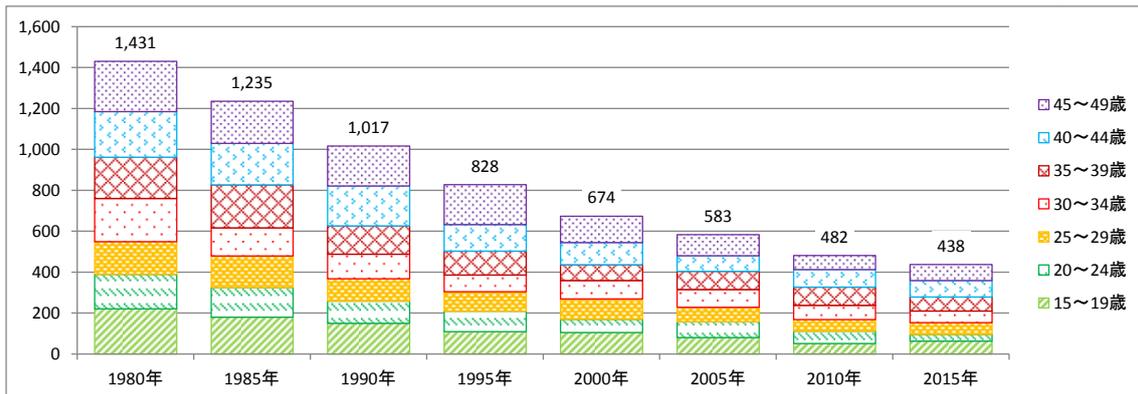
図表5 合計特殊出生率（ベイズ推定値²⁾）の推移



資料：人口動態保健所・市町村別統計

図表6 15～49歳女性人口の推移

単位：人



資料：国勢調査

1) この場合の「合計特殊出生率」は、ある期間における各年齢（15～49歳）の出生率を合計した「期間合計特殊出生率」。

2) 「ベイズ推定値」は、当該市区町村を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生数等の観測データとを総合化して当該市区町村の合計特殊出生率を推定した値。

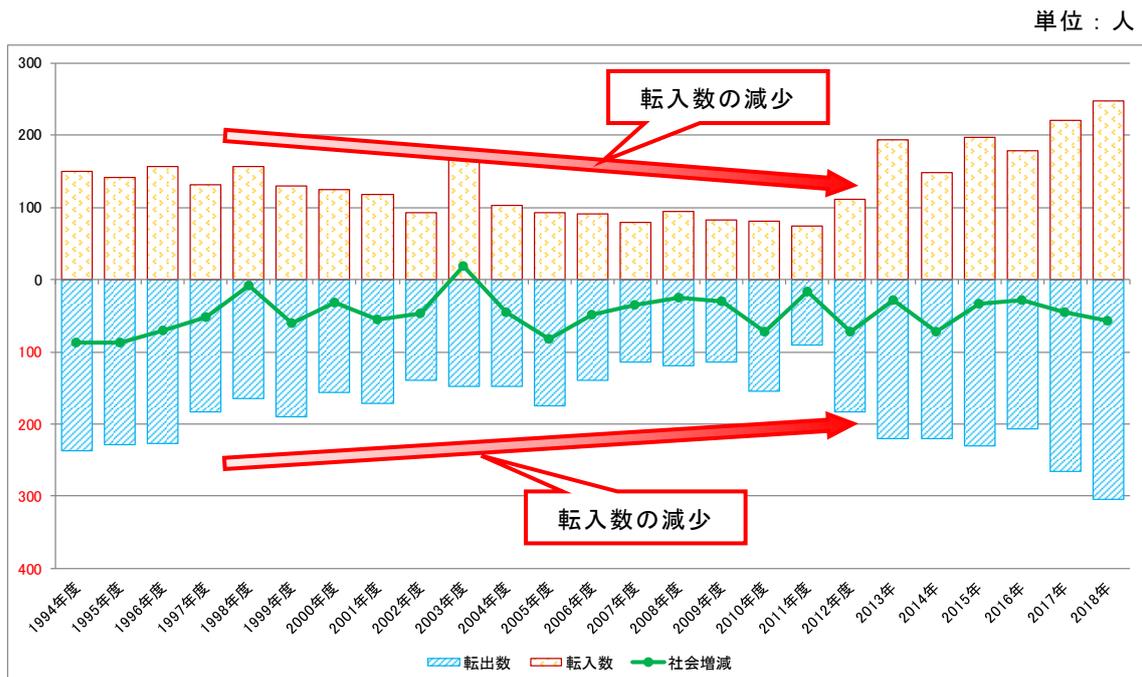
3. 人口の社会増減

(1) 社会増減（転入・転出）の推移

本町の1994年度以降の転入数は、1990年代後半は100人以上で推移していましたが、その後減少し、2000年代後半以降は、2011年度にかけて100人未満で推移しています。転出数は、1990年代後半は200人程度で推移していましたが、その後減少し、2011年度にかけて概ね100～150人程度で推移しています。転入数、転出数ともに、2012年度以降は、外国人住民についても住民基本台帳制度の対象となったことから、拡大傾向となっています。

社会増減（転入数マイナス転出数）は、転入数と転出数の両方に同様の傾向がみられるなか、概ね社会減で推移しています。

図表7 転入数、転出数、社会増減の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

※ 2012年度以前は各年4月1日～翌年3月31日の実績値で、2013年以降は各年1月1日～12月31日の実績値のため、2012年度と2013年の実績値は、一部重複する。

(2) 転入・転出の状況

2015～2017年の日本人の人口移動について、転入・転出の状況を見ると、転入は、60～70人程度で推移しています。転入者のうち、約9割が道内からの転入となっています。

転出は、90～110人程度で推移しており、転出者のうち、約8～9割が道内への転出となっています。

図表8 転入元・転出先の詳細（日本人の国内移動）

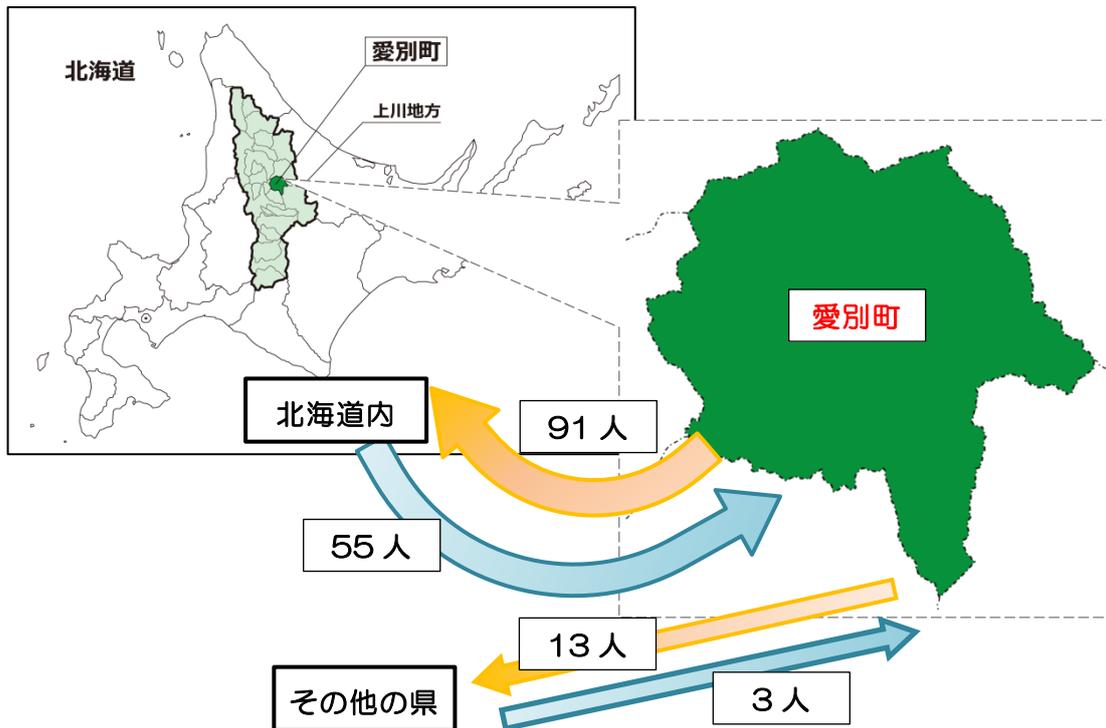
単位：人

主な自治体名	転入元			転出先		
	2015年	2016年	2017年	2015年	2016年	2017年
総数	73	60	58	111	91	104
北海道	63	53	55	99	73	91
札幌市		12				11
旭川市	25					
その他の県	10	7	3	12	18	13

資料：住民基本台帳人口移動報告参考表

※ 転入数・転出数が10人以上の場合のみ該当自治体の数値を表示している。

図表9 転入元・転出先の詳細（日本人の国内移動、2017年）



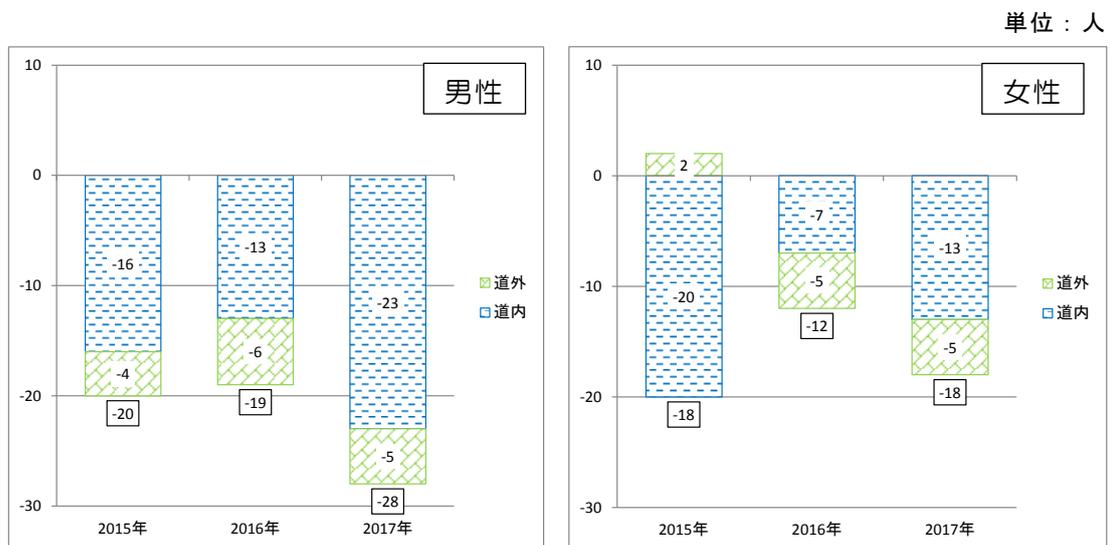
資料：住民基本台帳人口移動報告参考表

(3) 男女別純移動の状況

2015～2017年の日本人の人口移動について、純移動の状況を見ると、男女ともに転出超過となっています。また、男女ともに道内外のどちらに対してもほぼ一貫して転出超過となっています。

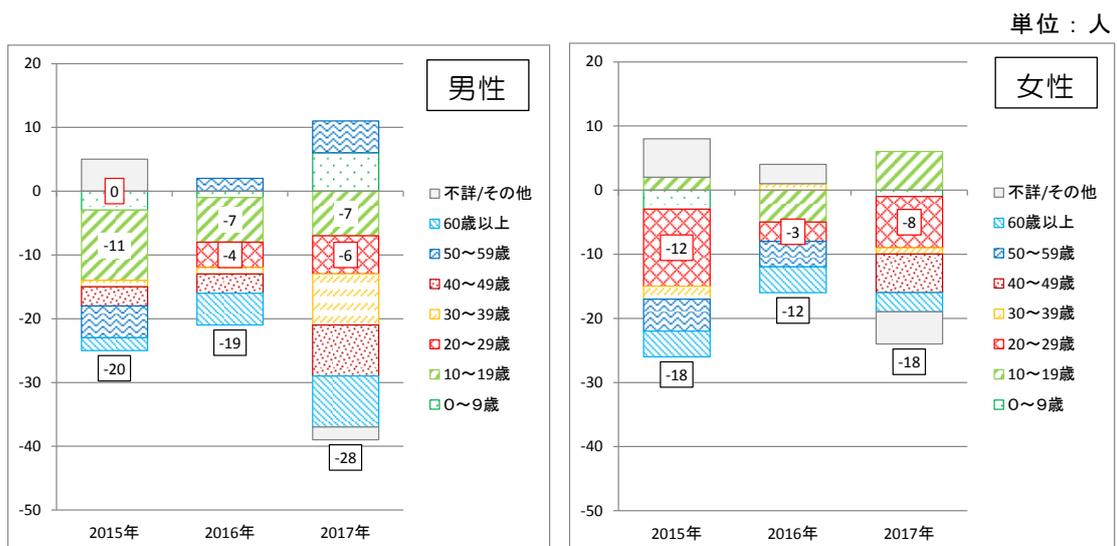
年齢階級別にみると、男性は進学や就職等による移動の多い10歳台が、女性は就職や結婚等による移動の多い20歳台が、それぞれ大幅な転出超過となっています。

図表10 男女別・地域別の純移動数（日本人の国内移動）



資料：住民基本台帳人口移動報告

図表11 男女別・年齢階級別の純移動数（日本人の国内移動）

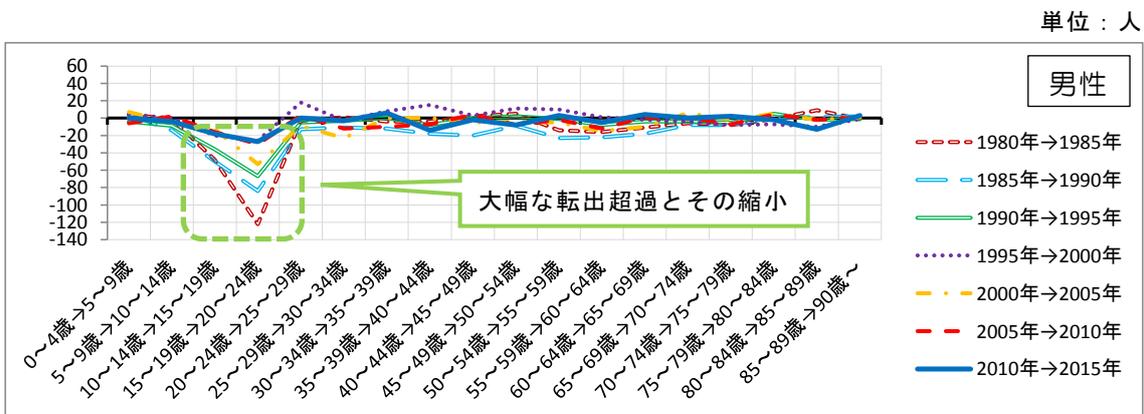


資料：住民基本台帳人口移動報告

(4) 男女別・年齢階級別人口移動の長期的動向

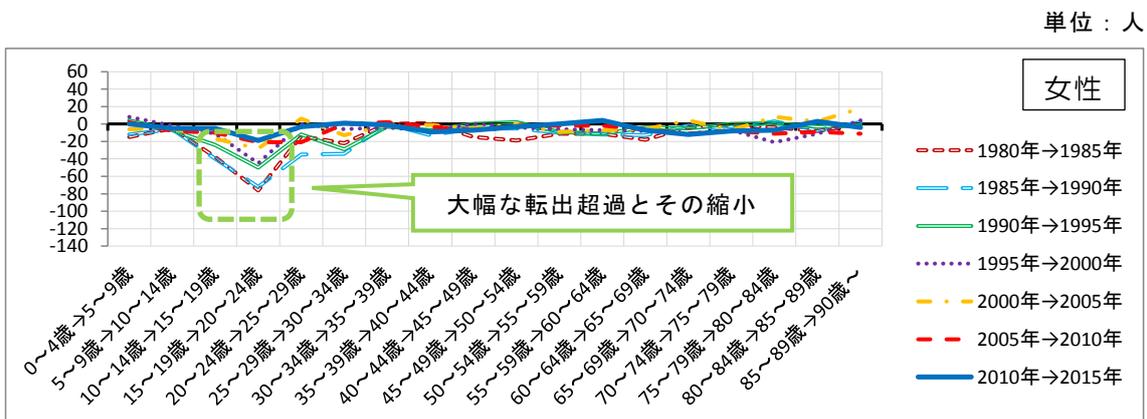
国勢調査の結果を用いて1980年以降の純移動数を推計し、男女別・年齢階級別に人口移動の長期的動向をみると、男女ともに、「10～14歳→15～19歳」と「15～19歳→20～24歳」で大きく転出超過となっています。女性より男性の方が転出超過の度合いがやや大きくなっていましたが、近年は、若年層の人口の減少の影響もあって、転出超過の度合いが縮小する傾向を示しています。

図表 12 年齢階級別人口移動の長期的動向（男性）



資料：国勢調査及び住民基本台帳人口移動報告に基づくまち・ひと・しごと創生本部作成資料

図表 13 年齢階級別人口移動の長期的動向（女性）



資料：国勢調査及び住民基本台帳人口移動報告に基づくまち・ひと・しごと創生本部作成資料

※ 純移動数は、国勢調査の人口と各期間の生残率を用いて推定した値。例えば「2010年→2015年」の「0-4歳→5-9歳」の純移動数は、下記のように推定される。

$$\text{「2010年→2015年」の「0-4歳→5-9歳」の純移動数} = \text{① (2015年の5-9歳人口)} - \text{② (2010年の0-4歳人口} \times \text{「2010年→2015年」の「0-4歳→5-9歳」の生残率)}$$

生残率は厚生労働省の市区町村別生命表より求めている。②は人口移動がなかったと仮定した場合の人口を表しており、実際の人口①から②を差し引くことによって純移動数が推定される。

4. 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響

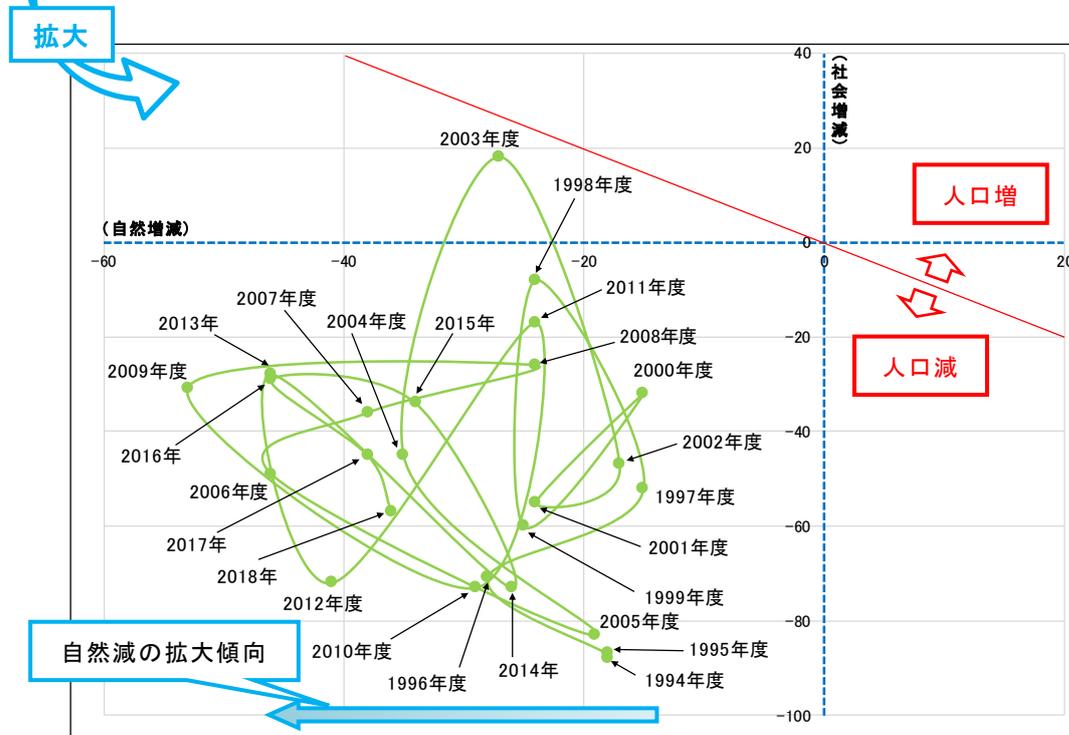
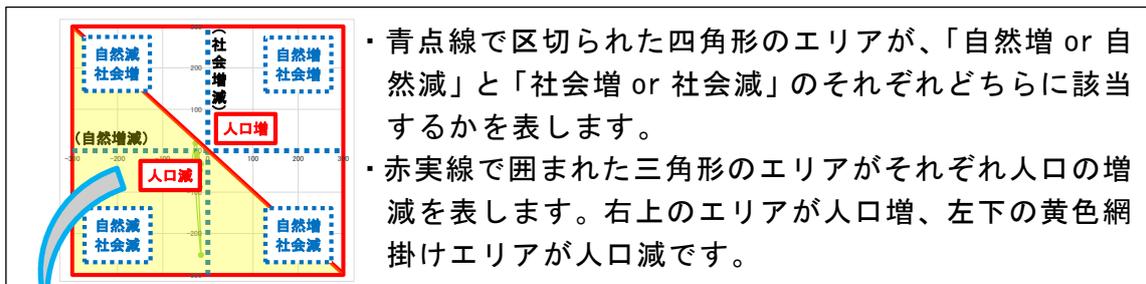
グラフの縦軸に社会増減（転入数マイナス転出数）、横軸に自然増減（出生数マイナス死亡数）をとり、各年の値を配置してグラフを作成し、時間の経過を追いながら、本町の総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響をみてみます。赤線の右上が人口の増加、左下が人口の減少を表し、赤線からの距離が、人口の増減の大小を示しています。

全体としては、1994年度以降は自然減、2003年度以外は社会減で推移しており、ほとんどの年において、「自然減」・「社会減」のエリアにとどまっています。

社会減が0～100人の範囲で推移している一方、2000年代前半までは20人前後で推移していた自然減が2010年代には40人前後に拡大しており、人口減少が進行しています。

図表 14 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響

単位：人



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査より作成

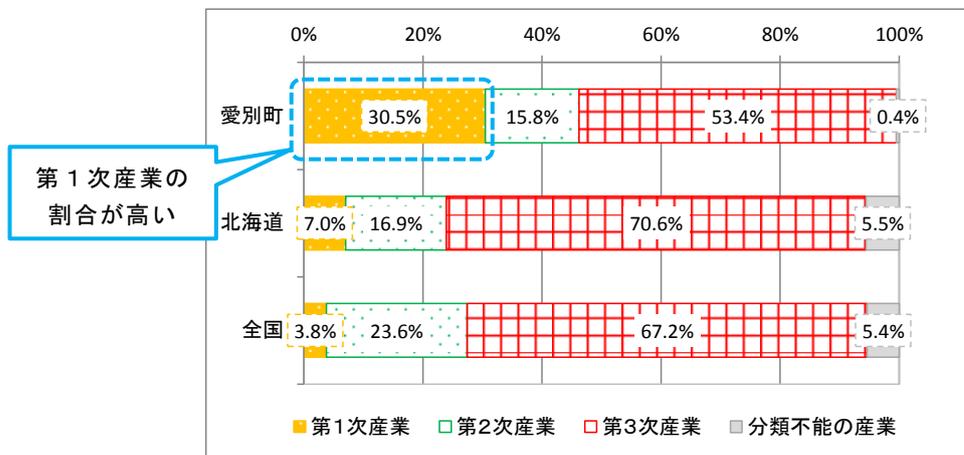
5. 産業別就業者の状況

(1) 産業3部門別就業者比率とその推移

本町の2015年の産業3部門別就業者比率をみると、国や県と比べて、第1次産業の割合が特に高いことがわかります。

一方で、産業3部門別就業者数と生産年齢人口の推移をみると、第3次産業の就業者数が微減で推移しているのに対し、生産年齢人口の増減にしたがって第1次産業と第2次産業の就業者数が特に減少しています。

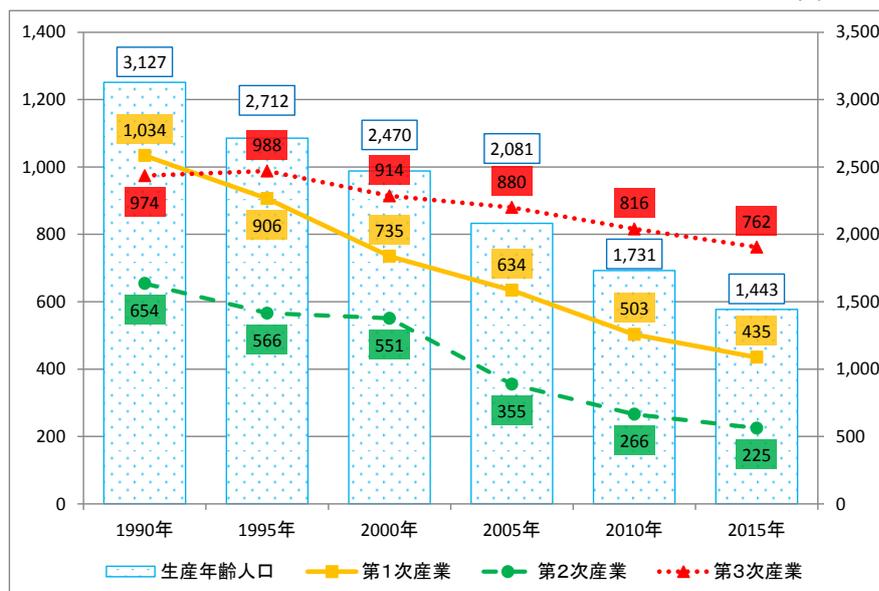
図表 15 産業3部門別就業者比率（2015年）



資料：国勢調査

図表 16 産業3部門別就業者数と生産年齢人口の推移

単位：人

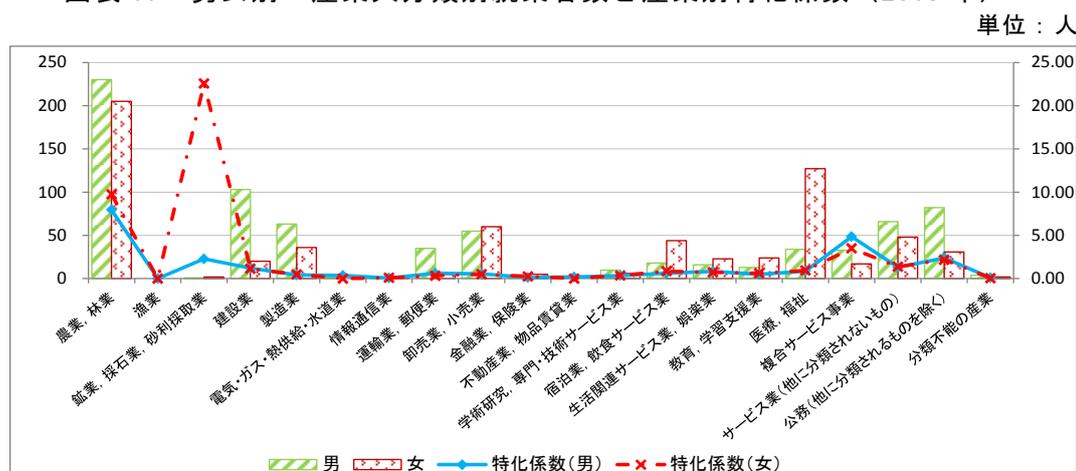


資料：国勢調査

(2) 男女別・産業大分類別就業者数と産業別特化係数

2015年の産業大分類別就業者数を男女別にみると、男性は「農業、林業」、「建設業」、「公務（他に分類されるものを除く）」の順に、女性は「農業、林業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」の順に、それぞれ多くなっています。産業別特化係数³⁾をみると、男性は「農業、林業」、「複合サービス事業」、「公務（他に分類されるものを除く）」の順に、女性は「鉱業、採石業、砂利採取業」、「農業、林業」、「複合サービス事業」の順に、それぞれ高くなっています。

図表 17 男女別・産業大分類別就業者数と産業別特化係数（2015年）



産業大分類	就業者数		特化係数	
	男	女	男	女
農業、林業	230	205	7.95	9.76
漁業	0	0	0.00	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	1	2	2.28	22.57
建設業	103	20	1.21	1.14
製造業	63	36	0.41	0.48
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	0.35	0.00
情報通信業	2	1	0.07	0.09
運輸業、郵便業	35	5	0.61	0.33
卸売業、小売業	55	60	0.55	0.50
金融業、保険業	2	5	0.13	0.25
不動産業、物品賃貸業	3	0	0.18	0.00
学術研究、専門・技術サービス業	10	6	0.34	0.36
宿泊業、飲食サービス業	18	44	0.63	0.86
生活関連サービス業、娯楽業	16	23	0.83	0.72
教育、学習支援業	13	24	0.48	0.63
医療、福祉	34	127	0.86	0.94
複合サービス事業	33	17	4.85	3.50
サービス業（他に分類されないもの）	66	48	1.31	1.37
公務（他に分類されるものを除く）	82	31	2.40	2.17
分類不能の産業	4	2	0.10	0.06

資料：国勢調査

³⁾ 全国平均と比べてその産業に従事する就業者の相対的な多さの指標。計算式は以下のとおり。

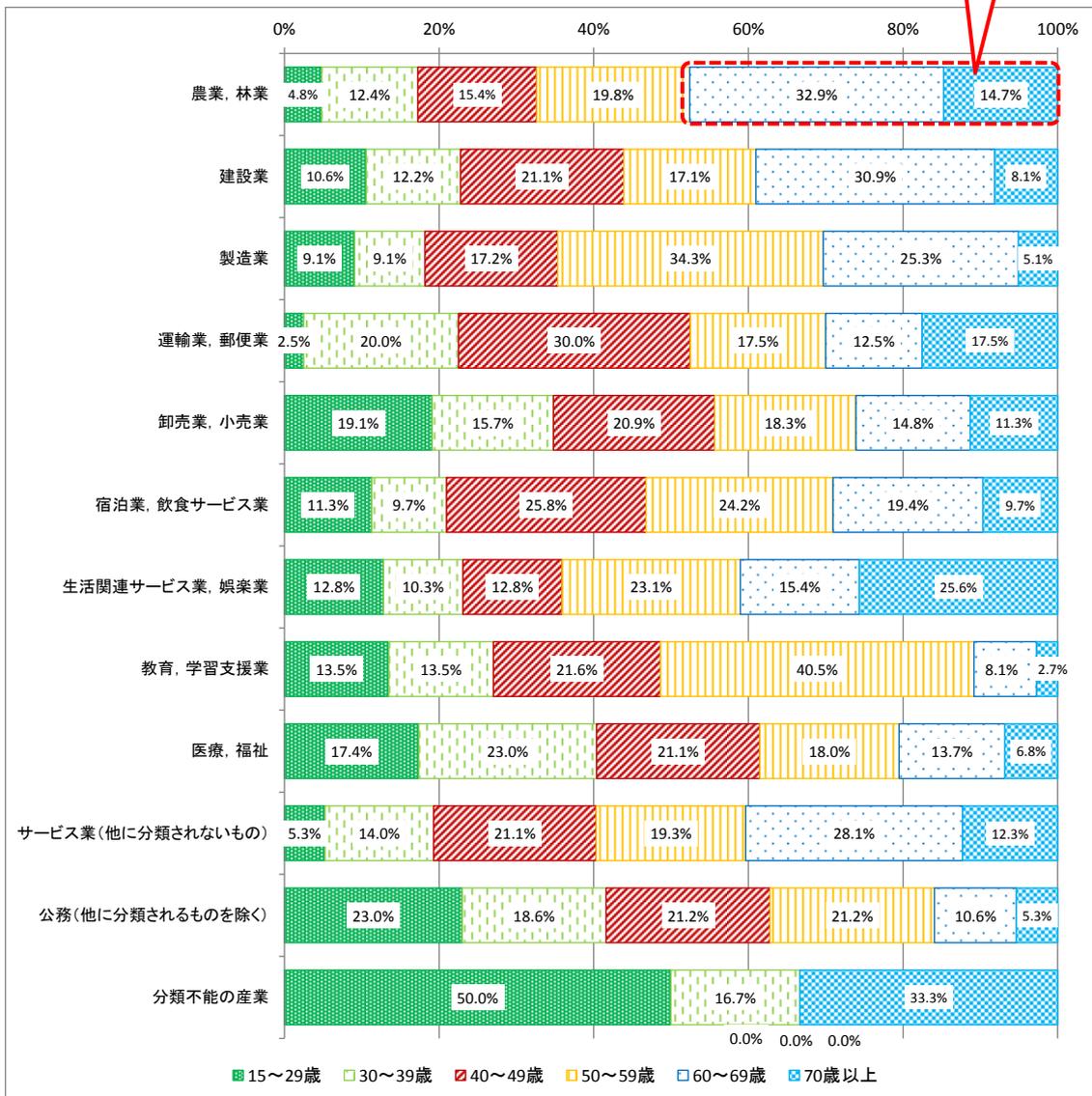
$$\text{産業別特化係数} = \text{本町の} \times \text{産業の就業者比率} / \text{全国の} \times \text{産業の就業者比率}$$

(3) 年齢階級別・産業大分類別就業者比率

主な産業について、2015年の就業者数を年齢階級別にみると、基幹産業の1つである「農業、林業」では、60歳以上が47.6%を占めており、高齢化が著しく進行しています。

男性の就業者数が多い「公務（他に分類されるものを除く）」と女性の就業者数が多い「卸売業、小売業」、「医療、福祉」は、年齢構成のバランスがよく、幅広い年齢層の雇用の受け皿となっています。

図表 18 年齢階級別・産業大分類別就業者比率（2015年）



資料：国勢調査

第3章 将来人口推計

1. 将来人口推計

まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートを用い、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」のデータを参考に、将来人口推計（パターン1）を行いました。また、自然増減・社会増減の影響度を計るため、加えて2つの異なる仮定に基づいた推計（シミュレーション1・2）を行っています。

推計年次については、元のデータである社人研推計では、2015年を基準年とした上で、5年ごとに2045年までの推計となっていますが、パターン1（社人研推計準拠）、シミュレーション1・2については、2045年までの出生・死亡・移動等の傾向がその後も継続すると仮定して、2060年まで推計した場合を示しています。

図表 19 推計パターン・シミュレーションの概要

推計パターン・シミュレーション	概要
パターン1 (社人研推計準拠)	<p>【出生に関する仮定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、2015年の全国の子ども女性比（15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比）と各市区町村の子ども女性比との比をとり、その比が概ね維持されるものとして2020年以降、市区町村ごとに仮定。 <p>【死亡に関する仮定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「55～59歳→60～64歳」以下では、全国と都道府県の「2010年→2015年」の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市区町村に対して一律に適用。「60～64歳→65～69歳」以上では、上述に加えて、都道府県と市区町村の「2000年→2010年」の生残率の比から算出される生残率を市区町村別に適用。 <p>【移動（転入・転出）に関する仮定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、2010～2015年の国勢調査（実績）等に基づいて算出された移動率が、2040年以降継続すると仮定。
シミュレーション1	<p>【出生に関する仮定】</p> <ul style="list-style-type: none"> パターン1において、合計特殊出生率が2030年までに人口置換水準（2.1）まで上昇すると仮定。 <p>【移動（転入・転出）に関する仮定】</p> <ul style="list-style-type: none"> パターン1と同じ。
シミュレーション2	<p>【出生に関する仮定】</p> <ul style="list-style-type: none"> パターン1において、合計特殊出生率が2030年までに人口置換水準（2.1）まで上昇すると仮定。 <p>【移動（転入・転出）に関する仮定】</p> <ul style="list-style-type: none"> パターン1において、移動（純移動率）がゼロ（均衡）で推移すると仮定

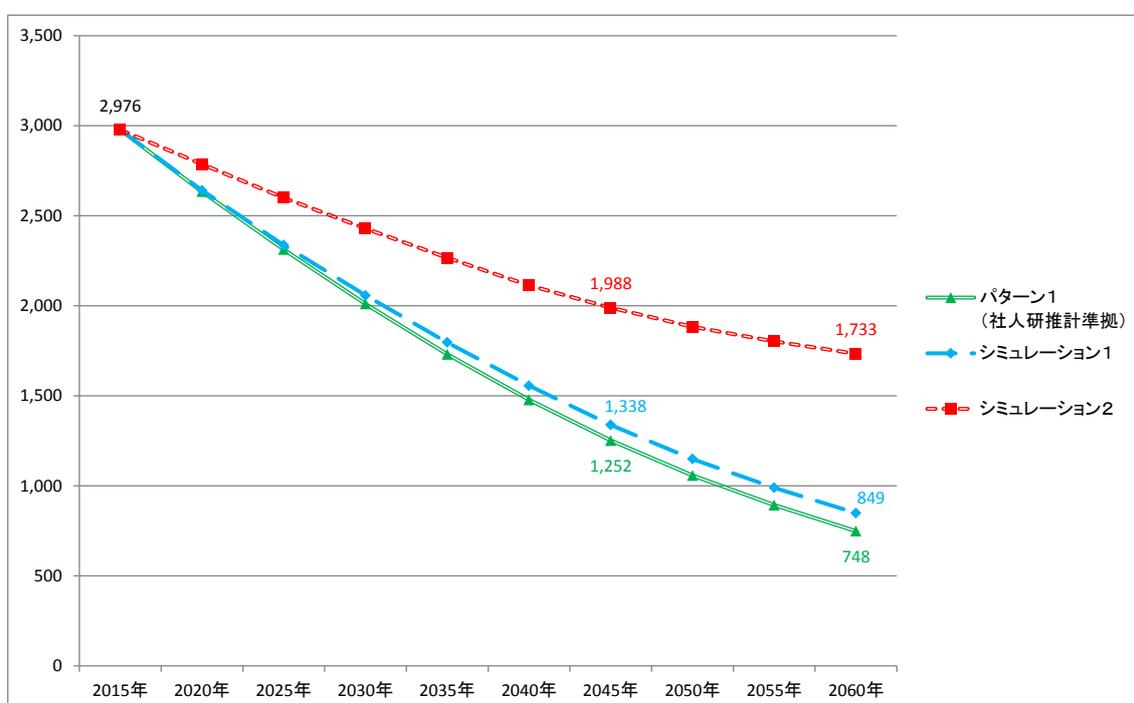
(1) 総人口の将来人口推計

基準となるパターン1の推計によると、2045年の総人口は1,252人となり、2060年には748人まで減少するという算出結果が出ています。

一方で、合計特殊出生率が上昇したシミュレーション1によると、2045年は1,338人、2060年は849人となり、さらに、合計特殊出生率が上昇し、かつ総移動数がゼロで推移するシミュレーション2の推計によると、2045年は1,988人、2060年は1,733人となって、それぞれパターン1に比べて人口減少の進行が緩やかになる結果となっています。

図表 20 総人口の将来人口推計

単位：人



資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートより作成

(2) 年齢3区分別人口の変化

2015年から2045年にかけての人口の変化をみると、パターン1では57.9%減少していますが、シミュレーション1のように合計特殊出生率が2.1まで上昇した場合は55.0%の減少となり、さらにシミュレーション2のように出生率が上昇し、かつ人口移動が均衡となった場合は33.2%の減少となって、24.7%改善することになります。

年齢3区分別にみると、年少人口は、パターン1では65.5%の減少となるのに対して、シミュレーション1では45.0%の減少となって、20%以上の改善がみられます。さらに、シミュレーション2では2.2%の増加に転じることに加え、このうち「0-4歳人口」については14.1%の増加となり、大幅な改善がみられます。

生産年齢人口は、パターン1の65.8%の減少に対して、シミュレーション1では63.7%の減少となって大きくは変わりませんが、シミュレーション2では36.1%の減少となり、30%近く減少率が小さくなります。

老年人口については、パターン1とシミュレーション1では変化がないのに対して、シミュレーション2では10%近く減少率が小さくなります。

また、「15-49歳女性人口」についてみると、パターン1とシミュレーション1の間にそれほど大きな差はみられませんが、シミュレーション2では40%以上減少率が小さくなります。

図表 21 年齢3区分別人口の変化

単位：人

		総人口	年少人口	うち0-4歳人口	生産年齢人口	老年人口	15-49歳女性人口
2015年	現状値	2,976	275	83	1,443	1,258	438
2045年	パターン1	1,252	95	27	493	663	136
	シミュレーション1	1,338	151	45	523	663	151
	シミュレーション2	1,988	281	95	923	785	321

		総人口	年少人口	うち0-4歳人口	生産年齢人口	老年人口	15-49歳女性人口
2015年 → 2045年 増減率	パターン1	-57.9%	-65.5%	-68.0%	-65.8%	-47.3%	-69.0%
	シミュレーション1	-55.0%	-45.0%	-46.3%	-63.7%	-47.3%	-65.5%
	シミュレーション2	-33.2%	2.2%	14.1%	-36.1%	-37.6%	-26.7%

資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートより作成

※ 推計値は小数点以下第一位を四捨五入した値のため、年齢3区分人口の合計と総人口は、必ずしも一致しない。

(3) 高齢化率の変化

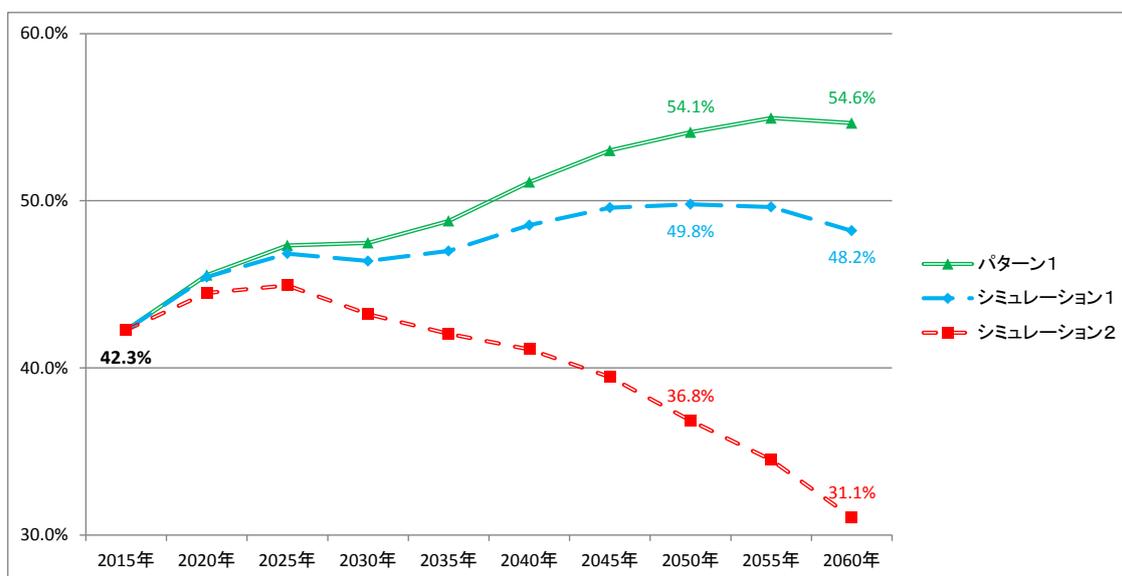
パターン1とシミュレーション1、2について、2060年までの高齢化率の変化をみてみます。

パターン1では、2055年まで上昇し続け、その後はほぼ横ばいでの推移になるものの、2060年には55.1%に達します。

一方、シミュレーション1では、2030年までに合計特殊出生率が2.1まで上昇するという仮定により、人口構造の高齢化抑制の効果が2030年頃から現れ始め、2050年に49.8%に達したのちに下降に転じ、2060年には48.2%となります。

また、シミュレーション2では、2030年までに合計特殊出生率が2.1まで上昇し、かつ人口移動が均衡で推移するという仮定により、2025年に44.9%に達したのちに下降し始め、2060年には31.1%となります。

図表 22 高齢化率の変化



	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
パターン1	42.3%	45.6%	47.3%	47.5%	48.8%	51.1%	53.0%	54.1%	54.9%	55.1%
シミュレーション1	42.3%	45.4%	46.8%	46.4%	47.0%	48.5%	49.6%	49.8%	49.6%	48.2%
シミュレーション2	42.3%	44.5%	44.9%	43.2%	42.0%	41.1%	39.5%	36.8%	34.5%	31.1%

資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートより作成

2. 人口減少段階の分析

人口減少は、大きく分けて次の3つの段階を経て進行するとされています。

第1段階：老年人口の増加（総人口の減少）

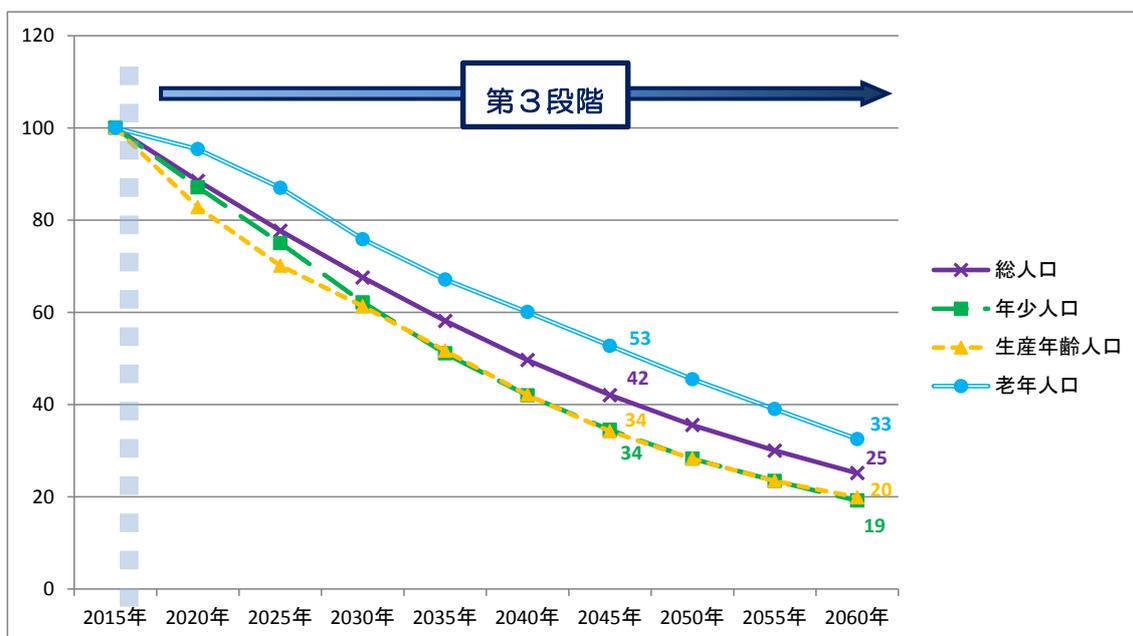
第2段階：老年人口の維持・微減

第3段階：老年人口の減少

全国的には、2040年以降「第2段階」に突入すると考えられています。

パターン1の推計について、2015年の総人口と年齢3区分別人口を100として、5年ごとのそれぞれの値を指数化し、その推移から人口減少段階を分析すると、本町は2015年以降、「第3段階」に突入したところと考えられます。

図表 23 人口減少の段階



単位：人

	2015年	2045年	2015年を100とした場合の2045年の指数	人口減少段階
総人口	2,976	1,252	42	3
年少人口	275	95	34	
生産年齢人口	1,443	493	34	
老年人口	1,258	663	53	

資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートより作成

3. 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度

人口の変動は、死亡を別にすると、出生と移動によって規定されます。推計を行ったパターン同士を比較することで、将来人口に及ぼす出生（自然増減）と移動（社会増減）の影響度を分析します。

シミュレーション1は、人口移動に関する仮定をパターン1と同じとして、出生に関する仮定のみを変えているものです。そのため、シミュレーション1による2045年の総人口を、パターン1による2045年の総人口で除して得られる数値は、仮に出生率が人口置換水準まで上昇したとした場合に30年後の人口がどの程度増加したものになるかを表し、その値が大きいほど、出生の影響度が大きい（現在の出生率が低い）ことを意味します。

また、シミュレーション2は、出生の仮定をシミュレーション1と同じとして、人口移動に関する仮定のみを変えているものです。そのため、シミュレーション2による2045年の総人口をシミュレーション1による2045年の総人口で除して得られる数値は、仮に人口移動が均衡（転入数＝転出数）となったとした場合に30年後の人口がどの程度増加（または減少）したものとなるかを表し、その値が大きいほど人口移動の影響度が大きい（現在の転出超過が大きい）ことを意味します。

パターン1とシミュレーション1の比較、シミュレーション1とシミュレーション2の比較により、本町の将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度を分析すると、自然増減の影響度が「3（106.9%）」、社会増減の影響度が「5（148.6%）」となっています。これは、出生率の上昇につながる施策を進めることで5～10%程度、また、人口の社会増をもたらず施策に適切に取り組むことで30%以上、将来の総人口が、社人研の推計人口よりもそれぞれ多くなる効果があると考えられるということです。

図表 24 自然増減・社会増減の影響度

分類	計算方法	影響度
自然増減の影響度	（シミュレーション1の2045年の総人口／パターン1の2045年の総人口）の数値に応じて、影響度を以下の5段階に整理。 「1」＝100%未満、「2」＝100～105%、「3」＝105～110%、「4」＝110～115%、「5」＝115%以上の増加 $1,338 \text{ 人 (シミュレーション1)} / 1,252 \text{ 人 (パターン1)} = \underline{106.9\%}$	3
社会増減の影響度	（シミュレーション2の2045年の総人口／シミュレーション1の2045年の総人口）の数値に応じて、影響度を以下の5段階に整理。 「1」＝100%未満、「2」＝100～110%、「3」＝110～120%、「4」＝120～130%、「5」＝130%以上の増加 $1,988 \text{ 人 (シミュレーション2)} / 1,338 \text{ 人 (シミュレーション1)} = \underline{148.6\%}$	5

資料：『地域人口減少白書 2014-2018 全国1800市区町村 地域戦略策定の基礎データ』（一般社団法人 北海道総合研究調査会、2014年、生産性出版）を参考に作成 2045年の総人口は、まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートより作成

第4章 人口の将来展望

1. 現状と課題の整理

(1) 人口の状況

本町の総人口は、1955年以降、減少を続けています。年齢構成をみると、年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、増加し続けていた老年人口がほぼ横ばいでの推移に移行し、2015年の高齢化率は42.3%に達しています。また、老年人口のなかでも、特に後期高齢者人口の増加が顕著になっています。

自然増減については、近年は出生数の減少がみられ、自然減が進行しています。合計特殊出生率は、道よりもわずかに高くなっていますが、人口置換水準からかい離しており、また、15～49歳女性の人口が急激に減少していることもあって、出生数の増加に結びついていません。

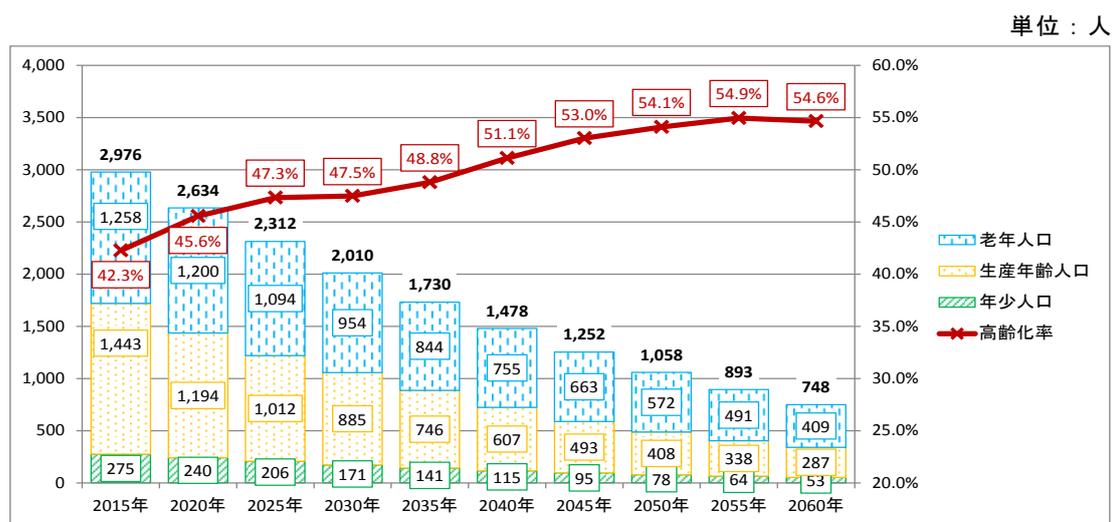
社会増減については、転入数、転出数ともにやや減少傾向にある中で、転出数が転入数を上回っており、概ね社会減で推移しています。年齢別にみると、就職や進学が想定される世代の人口が流出しています。

(2) 将来人口推計

社人研推計準拠の推計（パターン1）によると、2060年には総人口が748人まで減少するという推計結果となっています。年少人口、生産年齢人口、老年人口のすべての層で人口減少が続き、2015年以降、人口減少段階における「第3段階」に突入していると考えられます。高齢化率も上昇を続け、2060年には54.6%に達すると推計されます。

将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度は、特に社会増減の影響度が大きく、人口の社会増につながる施策を適切に進めることが必要となります。

図表 25 推計パターン1による年齢3区分別人口と高齢化率



資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートより作成
 ※ 推計値は小数点以下第一位を四捨五入した値のため、年齢3区分人口の合計と総人口は、必ずしも一致しない。

(3) 人口の変化が地域の将来に与える影響

人口減少は、その過程において必然的に少子化、高齢化を伴い、地域社会や地域経済、医療、教育など様々な分野において影響を及ぼします。

【地域社会への影響】

地域経済の縮小により消費が減少し、空き店舗などが増えた場合、日常の買い物をはじめとする地域住民の生活に不可欠な生活サービスの確保に支障をきたします。また、税収の減少や建設業の衰退により公共施設や道路、上下水道などの既存インフラの整備・維持が困難になります。さらには、構成員の不足により地域の防災組織が機能しなくなるほか、防災拠点となる施設の不足や不備等が生じ、住民の安全確保が難しくなる可能性があります。

また、高齢者の増加により公共交通機関の必要性が高まりますが、利用者数の減少が公共交通機関の経営効率低下につながり、地域の移動手段の維持・確保が困難になるほか、人口減少に伴う地域コミュニティの機能低下により、地域社会の活力の低下が懸念されます。

【地域経済への影響】

生産年齢人口の減少に伴って就業者数が減少し、労働力不足につながります。労働力不足で生産性の停滞した状態が続けば、経済規模が縮小していき、それに伴う労働市場の縮小により労働力人口が流出してますます不足するという「負のスパイラル」に陥る可能性があります。

また、就業者の年齢構成のバランスが崩れることで、技術が円滑に継承できなくなり、後継者不足に陥ります。特に、基幹産業の1つである農業で担い手の高齢化が進んでおり、後継者不足に伴う耕作放棄地や休耕地の増加は喫緊の問題といえます。担い手不足による企業の廃業や撤退が進んだ場合、産業の停滞・衰退につながる事が考えられます。

【医療・福祉への影響】

急速な少子化、高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障費に係る現役世代の負担が増大し、家計や企業の経済活動に大きな影響を与えます。高齢化率の上昇に伴い医療、福祉、介護の需要増が見込まれますが、労働力人口の減少による担い手不足の問題に直面することが想定されます。

【教育・地域文化への影響】

学級数や1クラス当たりの児童数が減ることで、集団学習の実施に制約が生じるなど、子どもたちが規範意識やコミュニケーション能力を身につける機会が減少し、教育環境の質の維持が困難となります。さらに少子化が進行すれば、学校の存続にも支障をきたすこととなります。

また、地域の伝統行事や祭りなどの担い手が減少することにより、地域文化が衰退していくことが懸念されます。

2. 目指すべき将来の方向

本町の直面する人口減少問題は、地域経済や地域社会、地域住民の生活に大きな影響を与える極めて深刻な問題であり、その克服には、町全体が一丸となって取り組んでいくことが重要です。

本町の現状と課題を踏まえ、今後の人口減少問題に対応していくためには、二つの方向性が考えられます。一つは、出生率を向上させることによって人口減少に歯止めをかけ、将来的にバランスのとれた人口構造を目指すことであり、もう一つは、転出の抑制と転入の増加によって人口規模の安定と確保を図ることです。この二つの対応を同時並行的かつ相乗的に進めていくことが必要となっていきます。

また、一方で、人口減少対策の効果が浸透するまでは、避けることのできない高齢化・人口減少社会を前提とした、効率的かつ効果的な社会基盤を構築していくという視点を持つことも求められます。

こうした観点から、人口減少社会に対する本町の今後の取り組みにおいて目指すべき将来の方向として、次の2点を掲げます。

【自然増減】

◎ 人口ビジョン策定時の町民意識調査より算出した「町民の希望がかなった場合の出生率（希望出生率）を実現すること」を基本目標に置き、その実現のため、結婚し子どもを産みたい人の希望を阻害する要因（希望阻害要因）を除去することに取り組めます。

※ ただし、希望出生率は、あくまでも政策が適切かどうかの「評価指標」として活用するものであって、町民に押し付けたりするようなことがあってはなりません。ここでの目標は、可能な限り上記希望をかなえることであり、希望出生率はその結果として実現するものです。

【社会増減】

◎ 「町民の定住意向がかなった場合の転出超過抑制を実現すること」を基本目標に置き、その実現のため、雇用や経済に係る問題を除去することに取り組めます。

※ 定住意向は潜在的に高いものの、雇用・経済的安定の問題から、とくに若い世代の転出が顕著であることが、人口の現状分析等よりうかがえます。転出超過抑制を実現するため、雇用や経済に係る対策に取り組む、若い世代の転出の抑制や転入の増加を図ります。

3. 人口の将来展望

社人研推計準拠である前述のパターン1の将来推計によると、本町の総人口は、2035年を前に2,000人を下回り、その後も減少を続け、2060年には748人になるとされています。これに対して、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を勘案しつつ、「目指すべき将来の方向」に沿って適切に対策を進めることを前提に、次の仮定のもと、本町の将来の人口規模を展望します。

◎ 自然増減に関する仮定

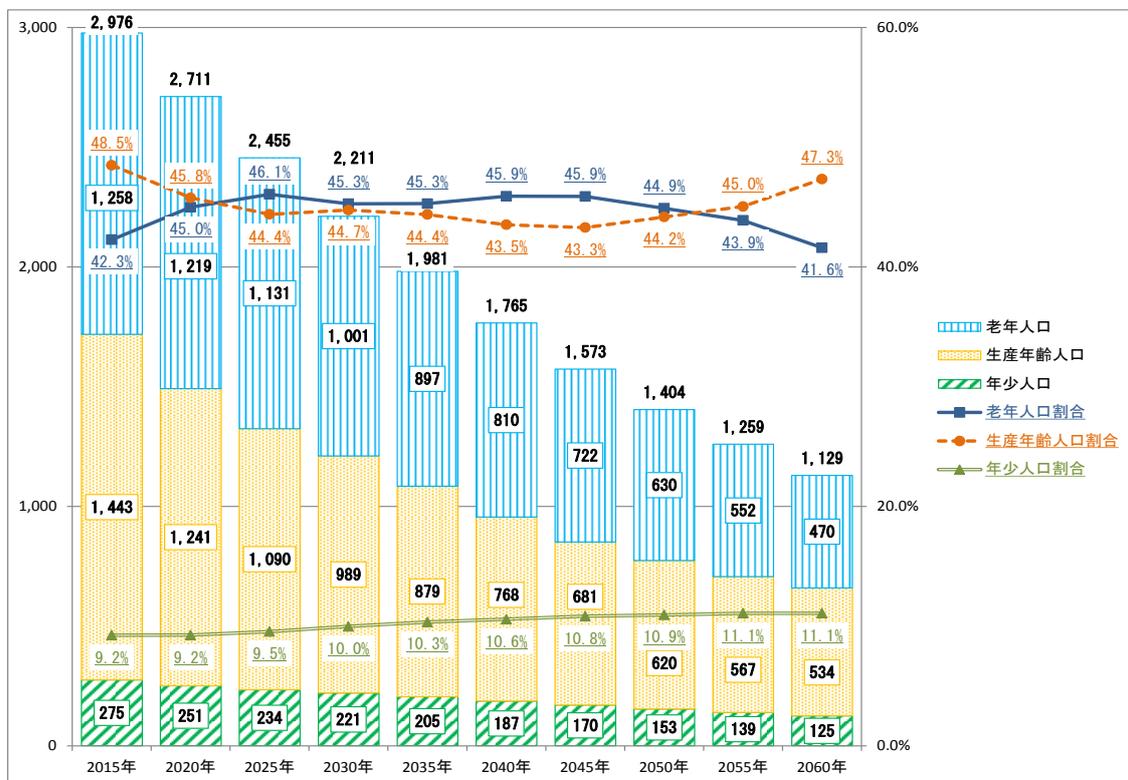
合計特殊出生率が2030年までに町民の希望がなかった場合の出生率（希望出生率）である1.75まで上昇し、それ以降1.75で推移すると仮定します。

◎ 社会増減に関する仮定

2015年以降、社人研推計準拠のパターン1における純移動率の2分の1の水準で推移すると仮定します。

図表 26 人口の将来展望

単位：人



資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートより作成

※ 推計値は小数点以下第一位を四捨五入した値のため、年齢3区分人口の合計と総人口は、必ずしも一致しない。

人口の将来展望を年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）は、徐々に減少のペースが緩やかになり、100人以上を維持します。構成割合は、2020年以降上昇に転じ、2060年には11.1%となります。

生産年齢人口（15～64歳）は、年少人口より遅れて合計特殊出生率の上昇の効果があられるために減少を続けますが、徐々にそのペースが緩やかになります。構成割合は、2045年を境に上昇に転じ、2060年には47.3%となります。

老年人口（65歳以上）の減少は継続しますが、構成割合は、2025年をピークに横ばいで推移したのち、2045年以降下降し、2060年には41.6%となります。

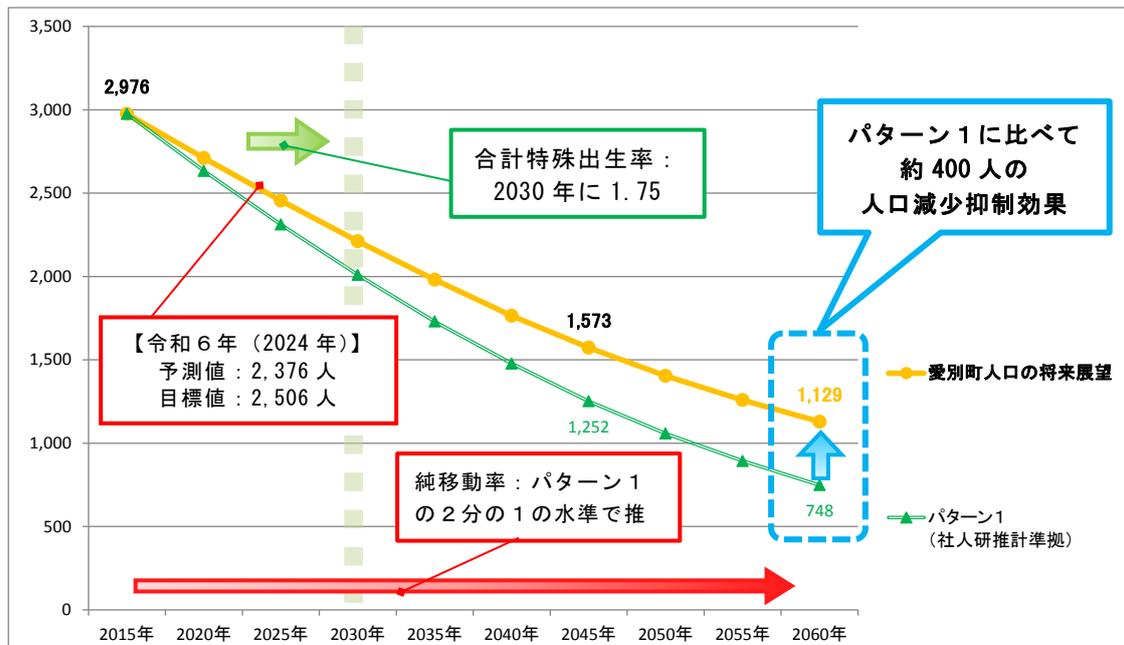
このように自然動態と社会動態を改善させることにより、2060年の人口について、社人研推計準拠のパターン1に比べて、

約400人の人口減少を抑制する効果

が見込まれることとなります。

図表 27 人口の将来展望（パターン1との比較）

単位：人



資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートより作成

第2部 総合戦略

第1章 第2期愛別町総合戦略の基本的な考え方

1. 戦略の位置づけ

「第11次愛別町振興計画」の『重点プロジェクト』を中心に、人口減少対策を強力に推進する戦略

この「第2期愛別町総合戦略」は、令和元年度に同時に策定した本町の最上位計画である「第11次愛別町振興計画」（基本構想：令和2年度～令和11年度、前期基本計画：令和2年度～令和6年度）に基づくとともに、その中の人口減少の歯止めに向けた取り組みを強力に推進するための戦略として位置づけます。

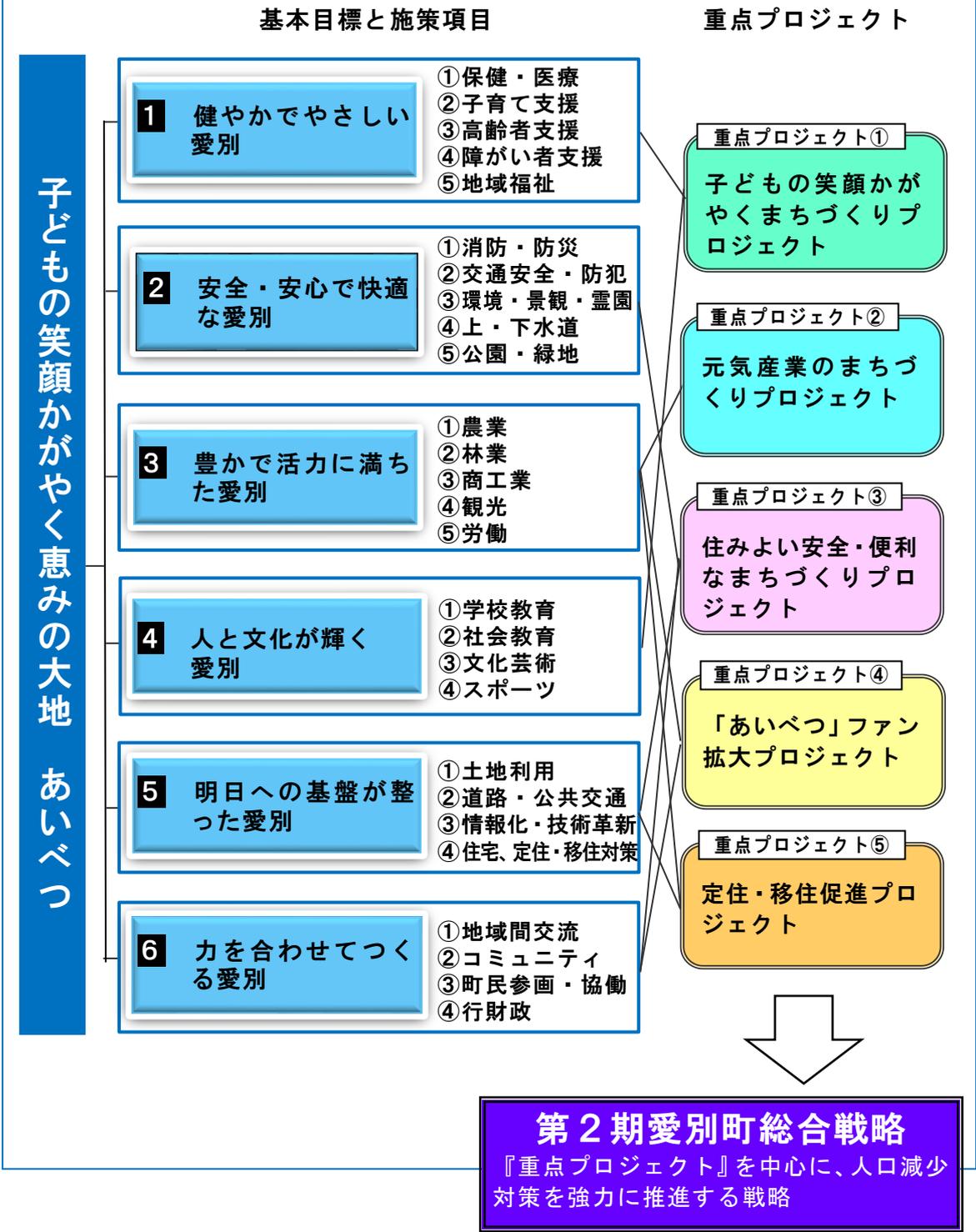
本町では、「第11次愛別町振興計画」の基本構想の中で、人口減少が加速し、町全体の活力の低下が懸念される状況を踏まえ、本町の新たなまちづくりの最重要課題を、「人口減少に歯止めをかけること」と設定し、これを前提とした将来像や計画の体系・方針等を定めています。

特に、人口減少の抑制・地方創生の視点、選択と集中の視点に立ち、前期基本計画において、今後5年間で特に重点的・戦略的に取り組む『重点プロジェクト』を定めています。

このように、「まち・ひと・しごと創生」の動きと、本町のこれからのまちづくりの重点は一致しています。

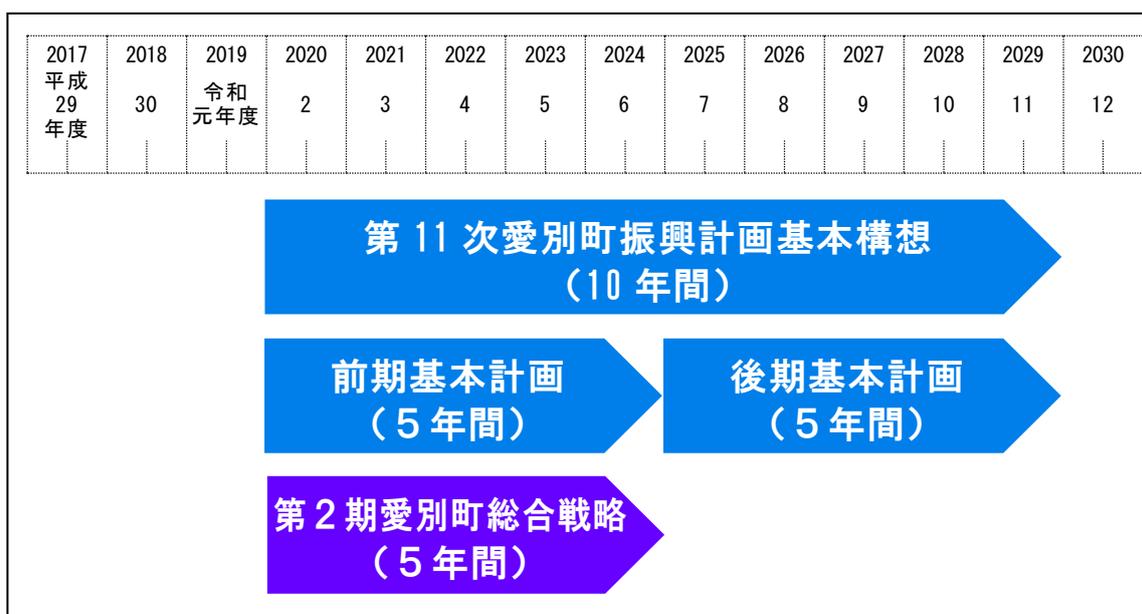
このため、本戦略は、「第11次愛別町振興計画」で定めた『重点プロジェクト』を中心に、効果的な人口減少対策を強力に推進していくものとして策定します。

第11次愛別町振興計画



2. 戦略の推進期間

本戦略は、本町における人口の長期的な展望に立ち、短中期的な見地から施策を計画的に推進するため、推進期間を令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。



3. 戦略の推進体制

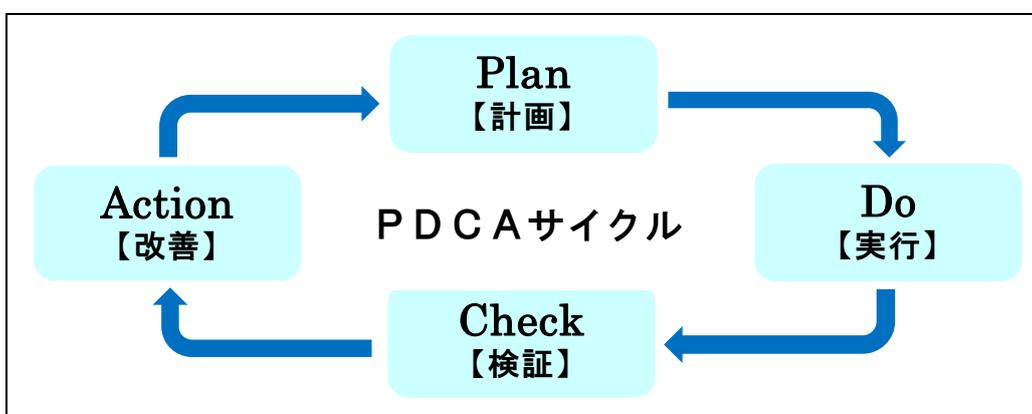
本戦略の推進にあたり、より高い効果を得るためには、行政だけではなく、町民や町民団体をはじめ、民間企業、経済団体、金融機関等のあらゆる主体が本町の人口減少に関する基本認識を共有し、相互に連携・協力しながら進めていくことが重要です。

このため、情報発信を積極的に行い、本町の人口減少に関する基本認識をあらゆる主体と共有するとともに、様々な取り組みにおける各主体との一層の連携強化を図ります。

4. 戦略の検証・改善について

本戦略では、「基本戦略」ごとに「数値目標」を設定するとともに、その下に展開する「主な取り組み」ごとに「KPI（重要業績評価指標）」を設定し、検証・改善を図るための仕組みとして、PDCAサイクルを運用します。

このPDCAサイクルの運用により、また、社会・経済情勢の変化や町の財政状況等も十分に考慮しながら、必要に応じて本戦略の見直しを行います。



5. 戦略の構成

本戦略の構成は、次のとおりとします。

■「基本戦略」

本町の人口減少対策の柱となる「基本戦略」を設定します。

■「基本的方向」と「数値目標」

「基本戦略」ごとに、取り組みの方向を示した「基本的方向」を記載するとともに、具体的な数値による「数値目標」を設定します。

■「主な取り組み」

「基本的方向」と「数値目標」に基づいて実施する「主な取り組み」を記載します。

■「主要施策」と「KPI（重要業績評価指標）」、「主要事業」

「主な取り組み」ごとに、それを推進するための「主要施策」と具体的な数値による「KPI（重要業績評価指標）」、そして実施する「主要事業」を記載します。

第3章 踏まえるべき町民ニーズと国・道の方向

1. アンケート調査にみる町民ニーズ

本町では、本戦略に町民ニーズを反映させるため、平成30年9月に町民アンケート調査を行ったほか、令和元年6月には地区懇談会や各種団体等意向調査を行いました。

その中から、町民アンケート調査（18歳以上の町民全員2,460人を対象に実施。有効回収数1,037、有効回収率42.2%）の人口減少対策に関する設問結果を抜粋すると、次のとおりです。

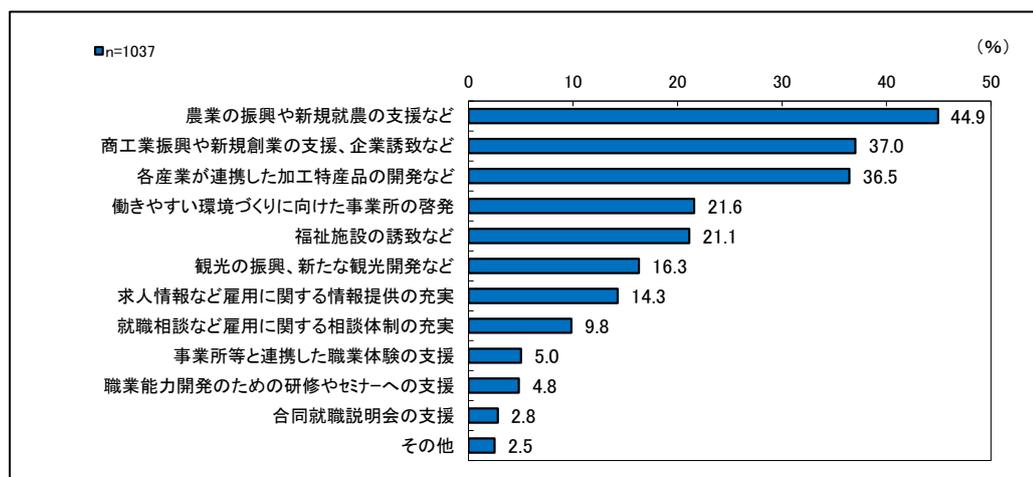
（1）町内及び近隣での雇用創出のために力を入れるべきこと

- 第1位 農業の振興や新規就農の支援など
- 第2位 商工業振興や新規創業の支援、企業誘致など
- 第3位 各産業が連携した加工特産品の開発など

雇用を創出するために力を入れるべきことについては、上記のとおり
の結果で、町の基幹産業である農業の振興をはじめ、商工業の振興や加工
特産品の開発を通じた雇用の創出を望む声が強くなっています。

町内及び近隣での雇用創出のために力を入れるべきこと（複数回答）

（単位：％）



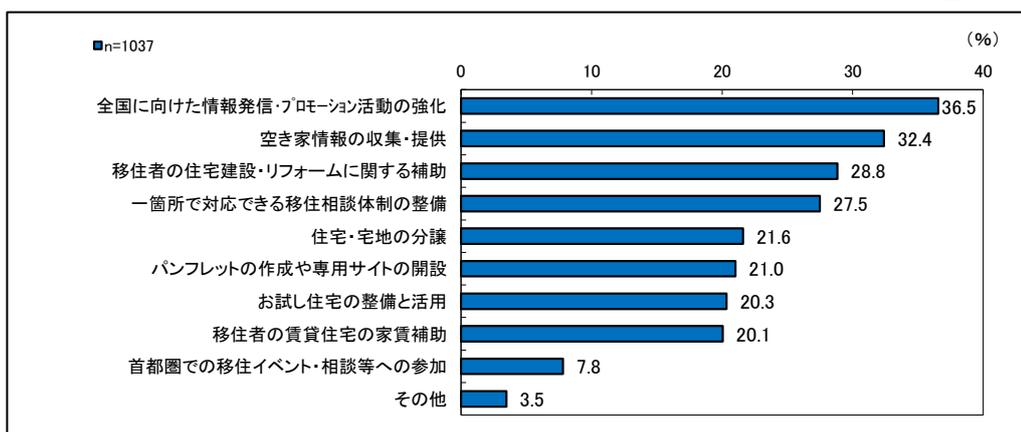
(2) 町外からの移住促進のために力を入れるべきこと

- 第1位 全国に向けた情報発信・プロモーション活動の強化
- 第2位 空き家情報の収集・提供
- 第3位 移住者の住宅建設・リフォームに関する補助
- 第4位 一箇所で対応できる移住相談体制の整備

移住を促進するために力を入れるべきことについては、上記のとおり
の結果で、町の情報発信・売り込み活動の強化をはじめ、空き家情報の提
供や住宅建設・改修への支援、移住相談体制の充実に力を入れるべきと考
える人が多くなっています。

町外からの移住促進のために力を入れるべきこと（複数回答）

(単位：%)



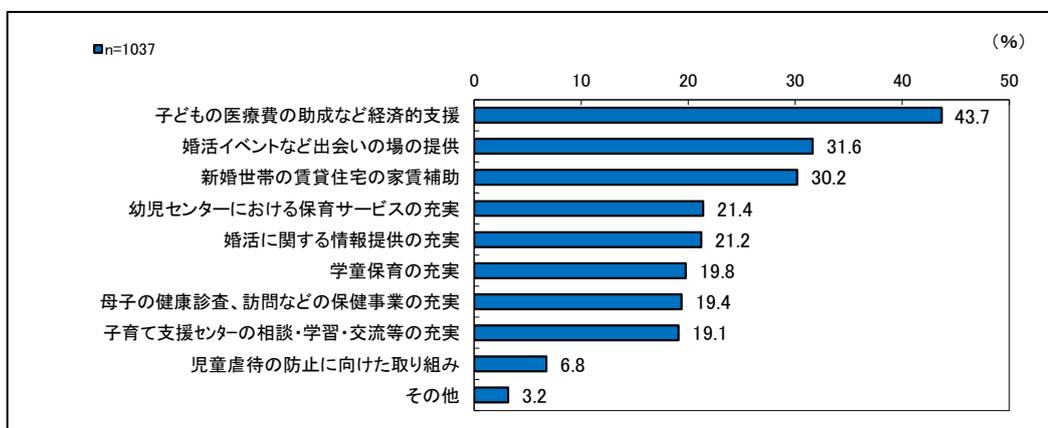
(3) 町民の結婚・出産・子育てのため力を入れるべきこと

- 第1位 子どもの医療費の助成など経済的支援
- 第2位 婚活イベントなど出会いの場の提供
- 第3位 新婚世帯の賃貸住宅の家賃補助

結婚・出産・子育ての希望をかなえるために力を入れるべきことについ
ては、上記のとおり結果で、子育て等にかかる負担を軽減するための経
済的支援が最も重視されているほか、結婚のための出会いの場づくりや
新婚世帯への家賃補助が必要と考える人が多くなっています。

町民の結婚・出産・子育てのために力を入れるべきこと（複数回答）

（単位：％）



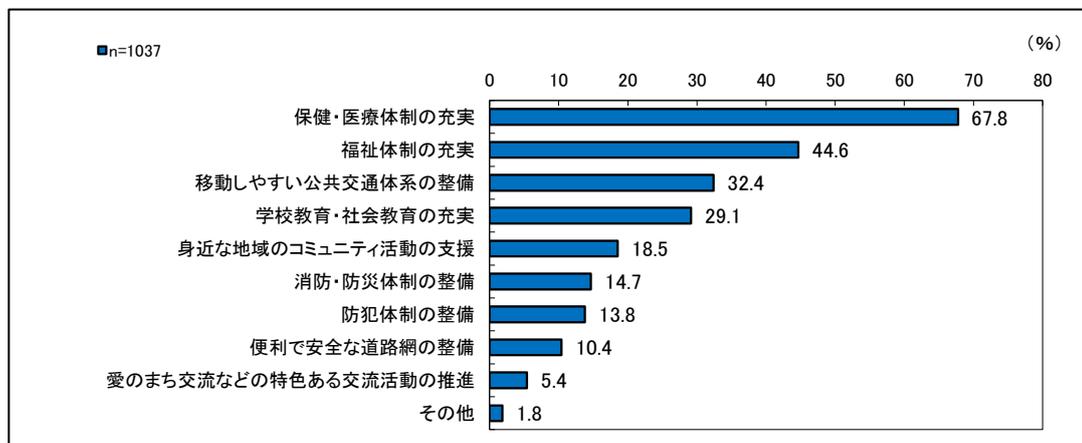
（４）住み続けたい生活環境整備のため力を入れるべきこと

- 第1位 保健・医療体制の充実
- 第2位 福祉体制の充実
- 第3位 移動しやすい公共交通体系の整備
- 第4位 学校教育・社会教育の充実

住み続けたい生活環境を整備するために力を入れるべきことについては、上記のとおり結果で、健康づくり・医療体制の一層の充実が強く求められているほか、福祉体制の充実や公共交通の整備、教育の充実も重視されています。

住み続けたい生活環境整備のため力を入れるべきこと（複数回答）

（単位：％）



2. 第2期総合戦略に関する国・道の方向

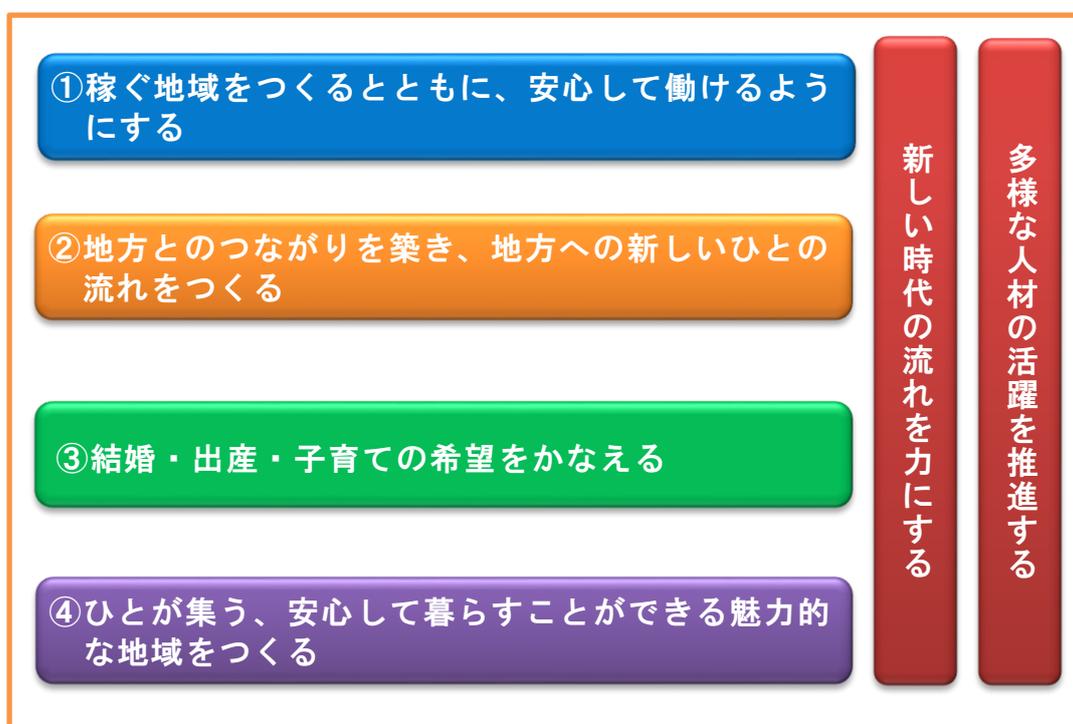
(1) 国の第2期総合戦略の新たな視点と政策体系

国の基本方針における第2期総合戦略の新たな視点（抜粋）と政策体系をみると、次のとおりです。

国の基本方針による第2期総合戦略の新たな視点（抜粋）

- ◆ 関係人口の創出・拡大
- ◆ SDGs^{※4}を原動力とした地方創生の推進
- ◆ Society 5.0の実現に向けた未来技術の活用
- ◆ 人材の育成を重要な柱として位置づけ
- ◆ 誰もが活躍できる地域社会の実現 等

国の第2期総合戦略の政策体系



※4 Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標で、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。

(2) 北海道の第2期総合戦略の目指す姿と基本戦略

第2期北海道創生総合戦略の目指す姿と基本戦略（基本的な枠組み）をみると、次のとおりです。

第2期北海道創生総合戦略の目指す姿と基本戦略

目指す姿	幅広い世代が集い、つながり、心豊かに暮らせる包容力のある北海道
基本戦略	1 一人ひとりの希望がかない、誰もが活躍できる社会 ①安心して生み育てられる環境の整備 ②未来を担う子どもたちの成長を支える教育環境の充実 ③若者、女性、高齢者、障がい者など多様な人材の活躍
	2 人口減少下においても、幸せに暮らし続けることのできる社会 ①将来を見据えたまちづくり ②健やかに暮らせる医療・福祉の充実 ③地域を支える持続的な交通ネットワークの構築 ④安全・安心な北海道づくり ⑤地域を支える情報通信基盤の整備
	3 北海道の優位性・独自性を活かして経済・産業が活発化し、いきいきと働ける社会 ①魅力ある食の国内外への展開 ②農林水産業の持続的成長 ③さらなる高みを目指した観光戦略の推進 ④ものづくり産業をはじめ、北海道の発展をリードする産業の振興 ⑤地域経済を支える中小・小規模企業の振興 ⑥道外・海外からの投資促進 ⑦産業をけん引する人づくり ⑧働き方改革の推進
	4 北海道に住みたくなる、戻りたくなる魅力に溢れた社会 ①移住・定住の促進 ②外国人材の受入拡大と共生 ③関係人口の創出・拡大 ④航空ネットワークや北海道新幹線等を活用した新たな人の流れの創出 ⑤スポーツによる地域の振興 ⑥北海道独自の歴史や文化の発信
	5 地域創生を支える多様な連携 ①自治体間の広域的な連携の促進 ②多様な主体との連携体制の構築 ③人口減少対策に関する札幌市との連携強化

第4章 第2期愛別町総合戦略の体系

「第3章 踏まえるべき町民ニーズと国・道の方向」等に基づき、本戦略の体系を次のとおり定めます。

【目指す姿】

子どもの笑顔かがやく恵みの大地 あいべつ

【基本戦略】

1. 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、未来を担う人材を育成する

【基本的方向】 ← 振興計画『重点プロジェクト①』を中心に展開

【主な取り組み】 1-1. 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる
1-2. 子どもの教育体制を充実する



【基本戦略】

2. 農業を大切にし、いきいきと働けるようにする

【基本的方向】 ← 振興計画『重点プロジェクト②』を中心に展開

【主な取り組み】 2-1. 農業の維持と新たな展開を図る
2-2. 林業・商工業の活性化と雇用対策を進める



【基本戦略】

3. 新しいひとの流れをつくり、「あいべつ」ファンを増やす

【基本的方向】 ← 振興計画『重点プロジェクト④・⑤』を中心に展開

【主な取り組み】 3-1. 「あいべつ」ファンを増やす
3-2. 住宅の確保と定住・移住対策を進める

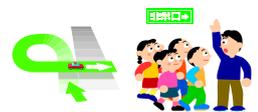


【基本戦略】

4. 誰もが住みたくなる、戻りたくなる安全・便利なまちをつくる

【基本的方向】 ← 振興計画『重点プロジェクト③』を中心に展開

【主な取り組み】 4-1. 災害に強い安全なまちをつくる
4-2. 便利で安心して暮らせるまちをつくる



第5章 基本戦略ごとの取り組み

1. 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、未来を担う人材を育成する

【基本的方向】

結婚して子どもを生み育てたいと思う人々の希望をかなえるとともに、子どもが未来を担う人材としてたくましく育つよう、振興計画の『重点プロジェクト①子どもの笑顔かがやくまちづくりプロジェクト』に基づく施策を中心に、結婚から子育てまでの支援体制・子どもの教育体制の充実に向けた取り組みを進めます。



【数値目標】

目標名	基準値（H30実績）	目標値（R6）
出生数	71人 (H26～H30累計)	65人 (R2～R6累計)
将来の夢や希望を持っている児童生徒の割合	小中平均 97% (小6・中3対象)	小中平均 100% (小6・中3対象)

【主な取り組み】

1-1. 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

【主要施策】

1-1-1. 結婚に対する支援の充実

- ① 出会う機会の創出のため、関係機関・団体が主催する各種婚活イベント等の積極的な情報提供を行います。
- ② 経済的理由で結婚に踏みきれない低所得者・若年層に対し、安心した結婚新生活が送れるよう、必要な支援を行います。

1-1-2. 妊娠・出産に対する支援の充実

- ① 妊産婦の適正な健康管理を促進し、心身両面の負担軽減を図るため、各種健診等の受診時や出産時にかかる経済的負担に対する支援を行います。
- ② 産後の不安を取り除き、安心した子育てができる体制の確保に努めます。
- ③ 不妊治療に対する支援を行い、経済的負担の軽減を図ります。

1-1-3. 子育てに対する支援の充実

- ① 子育て支援センターや幼児センター、学童クラブなどを活用し、多様な支援サービスを提供するとともに、サービス利用者への支援や地域での子育てネットワークの構築と充実を図ります。
- ② 育児に対する不安をはじめ、子育てに関する様々な問題について、誰もが気軽に相談し、支援を求められる拠点づくりを推進します。
- ③ 子育て世帯の経済的負担と育児不安の軽減を図るため、各種支援事業を実施します。
- ④ 子どもの誕生を祝福し、町全体で支えていくため、「ハッピーボーン」や「君の椅子」などの特徴ある取り組みの実施・支援を行います。

1-1-4. 親と子どもの健康の確保

- ① 疾病や児童虐待、育児によるストレスなどに対し、早期の発見と予防に取り組むため、各種の健康診査や相談・指導等を推進し、母子の健康の確保・増進を図るとともに、食育の推進や思春期保健対策の充実、小児医療に関する情報提供に努め、親と子の心身の健康の増進を支援していきます。
- ② 乳幼児から18歳までの医療費の給付を継続して実施するなど、子育て家庭への経済的支援を推進します。

1-1-5. 生活環境の整備

良質な居住環境の確保やシックハウス対策の推進、公共施設のバリアフリー化、交通安全や犯罪被害防止のための通学路の安全の確保など、子育て家庭に配慮した生活環境の整備を進めます。

1-1-6. 仕事と家庭の両立支援

- ① 安定した仕事と家庭の両立が図れるよう、学童保育の実施や子どもの一時的預かりなど、各種支援体制の充実を図ります。
- ② ワーク・ライフ・バランス^{※5}の実現に向け、安心して出産・子育てができる職場環境づくりに向けた企業等への働きかけ、育児休業制度・介護休業制度の普及等に努めます。

1-1-7. 要保護児童等への対応

要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待防止対策の充実をはじめ、ひとり親家庭等の自立支援施策の推進など、保護を必要とする子どもと家庭に対する取り組みを推進します。

※5 仕事と生活の調和。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標名	基準値（H30実績）	目標値（R6）
婚姻組数 （町内居住者及び町内居住見込者 で他自治体からの通知分を含む）	38組 （H26～H30累計）	50組 （R2～R6累計）
産後ケア事業利用者数	— （R1からの新規事業）	10人 （R2～R6累計）
子育て支援事業参加率	84% （対象世帯の参加率）	90% （対象世帯の参加率）
君の椅子贈呈件数 （毎年1月～12月までの誕生者）	74件 （H26～H30累計）	65件 （R2～R6累計）
学童保育利用人数	34人 （H31.3月末実人数）	40人 （R7.3月末実人数）

【主要事業】

- 婚活イベント等情報提供事業
- 結婚新生活支援事業
- 妊産婦健康診査事業
- 妊産婦安心出産支援事業
- 産後ケア事業
- 不妊治療費助成事業
- さくら保育所実施事業
- 子育て支援センター実施事業
- 児童生徒入学通学応援事業
- 子ども一時預かり利用料助成事業
- 君の椅子実施事業
- 上川中部子ども通園センター運営事業
- 未熟児養育医療給付事業
- 新生児聴覚検査費助成事業
- 乳幼児等医療給付事業
- ひとり親家庭等医療費助成事業
- 子育て世帯生活環境配慮促進事業
- 学童保育事業

【主な取り組み】

1-2. 子どもの教育体制を充実する

【主要施策】

1-2-1. 学校施設のあり方の検討と整備

- ① 本町の実情に即した安全・安心・快適な教育環境づくりに向け、小中一貫校や義務教育学校を視野に入れながら、今後の学校施設のあり方について検討します。
- ② 学校施設長寿命化計画を策定し、これに基づく整備等を推進します。
- ③ 教育用 I C T 機器の整備をはじめ、教育内容の充実に即した教材・教具の充実を図ります。

1-2-2. 「生きる力」を育む教育内容の充実

- ① 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園における教育内容の充実、幼・小の連携強化に努めます。
- ② 確かな学力の育成に向け、学力の的確な把握や調査結果の有効活用、I C T 機器の積極的な活用、A E T^{※6}を活用した英語教育の充実、幼・小・中・高の連携強化、学習サポート事業の実施に努めます。
- ③ 豊かな人間性の育成に向け、道徳教育や人権教育、福祉教育の充実、読書活動の促進を図ります。
- ④ 健康・体力の育成に向け、体育、健康教育や部活動の充実、食育の充実を図ります。
- ⑤ 支援を必要とする児童・生徒に対し、支援員の活用等により、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。
- ⑥ 一貫した教育を通じて児童・生徒の発達と学びの継続を促すため、義務教育9年間を見通した教育課程の編成・実施を図ります。

1-2-3. 教職員の指導力の向上促進

教育内容の充実に必要不可欠な教職員の指導力の向上を図るため、研修・研究活動を支援します。

1-2-4. いじめ・不登校等への対応

いじめや不登校等の問題行動の防止に向け、講演会の開催やスクールカウンセラー^{※7}の活用による相談・指導を行います。

1-2-5. 地域とともにある学校づくり

- ① コミュニティ・スクール^{※8}の取り組みについて、町民への周知や取り組みを支える人材の確保・育成等を進め、一層の充実を図っていきます。

※6 英語指導助手。

※7 教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

※8 学校運営協議会制度。学校と地域・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。

- ② 学校だよりによる学校評価の公表など、学校の情報公開を積極的に行います。

1-2-6. 学校給食の実施に向けた調査

児童・生徒の心身の健全な発達や学校における食育の推進、保護者の負担軽減等に向け、学校給食の実施に向けた調査を進めます。

1-2-7. 高等養護学校への支援

高等養護学校のある町として、学校運営や学習活動等への支援を行います。

1-2-8. 生涯の各期における学習活動の促進

- ① 子どもたちが大人や地域とふれあい、豊かな人間性を育むことができるよう、子ども会事業や地域体験事業の充実、子ども会リーダー研修会等の開催、世代間・地域間交流の実施を図ります。
- ② ボランティアの育成・支援や青年団体活動への支援、研修会等への参加促進などにより、地域と関わる機会の充実を図り、地域活動に積極的に参加できる体制づくりを進めます。
- ③ 豊かな知識と人間性を育むため、本に出会い、ふれる機会の提供や各種講座の実施、生きがいを高める学習機会の提供と世代間交流学習の推進、知識と経験を地域社会の中で生かす活動の充実など、生涯各期における学習活動を支援します。

1-2-9. 地域の教育力の向上

- ① 地域での活動との連携を進め、地域の人材や自然を生かした学習機会の拡充を図ります。
- ② 子ども会等の関係団体間の連携の促進や青少年育成協議会への支援を行い、地域の教育力の向上と効率化を図ります。
- ③ 各種研修会への参加を促し、地域における指導者の育成を進めます。
- ④ 学校・家庭・公民館各分館の連携強化や地域学校協働本部の体制整備と活動の促進、学校運営協議会と連携した学校支援の促進など、地域で子どもたちを育てる環境づくりを推進します。

1-2-10. 家庭教育への支援

- ① 子育て支援センターと連携した講座・教室の充実や子育て支援に関する情報提供と相談体制の充実、関係機関・団体と連携した子育て支援の充実を図り、家庭における子育て支援機能の強化を進めます。
- ② 家庭教育に関する学習機会を提供し、子育て家庭の教育力の向上を図ります。

1-2-11. スポーツ活動の機会の提供と参加促進

日本サッカー協会が展開するJFAこころのプロジェクト「夢の教室」を実施し、町内の児童・生徒に夢を持つことの大切さを伝える授業を通して、夢について考える教育機会を設けます。

【K P I（重要業績評価指標）】

指標名	基準値（H30実績）	目標値（R6）
コンピュータ等のICTを週1回以上使用したとする児童生徒の割合	小中平均 68% (小6・中3対象)	小中平均 80% (小6・中3対象)
児童学力向上事業参加率 (天神クラブ参加率)	60% (H31.3月末現在)	70% (R7.3月末現在)
生徒学力向上事業参加率 (チャレンジゼミ参加率)	47% (H31.3月末現在)	60% (R7.3月末現在)
子ども会活動参加者数 (リーダー研修、レクリエーション大会、球技大会、加々大会延べ参加者数)	829人 (H26～H30累計)	900人 (R2～R6累計)
図書室等利用者数 (図書室、自動車文庫、相互貸借利用者数)	1,529人 (H31.3月末現在)	1,650人 (R7.3月末現在)

【主要事業】

- 小中一貫教育調査研究事業
- 学校施設長寿命化計画策定・管理事業
- 教育ICT推進事業（小学校）
- 教育ICT推進事業（中学校）
- 教員整備事業（小学校）
- 教員整備事業（中学校）
- 英語指導助手配置事業
- 特別支援教育支援員配置事業（小学校）
- 特別支援教育支援員配置事業（中学校）
- 小学校特別教育活動支援事業
- 中学校特別教育活動支援事業
- 児童学力向上事業
- 生徒学力向上事業
- 教職員の指導力向上事業
- 心と命の授業実施事業
- 不登校児童生徒受入機関共同設置事業
- コミュニティスクール（学校運営協議会）事業
- 学校評価事業
- 学校給食実施調査研究事業
- 高等養護学校教育振興事業

- 公民館講座教室実施事業
- 読書活動推進事業
- 成人式実施事業
- 社会教育団体活動奨励事業（文化等）
- 公民館分館活動奨励事業
- 夢の教室開催事業

2. 農業を大切にし、いきいきと働けるようにする

【基本的方向】

基幹産業である農業の振興といきいきと働ける安定した雇用の場の確保を目指し、振興計画の『重点プロジェクト② 元気産業のまちづくりプロジェクト』に基づく施策を中心に、農業の維持と新たな展開、林業・商工業の活性化、雇用機会の確保と地元雇用の促進に向けた取り組みを進めます。



【数値目標】

目標名	基準値（H30実績）	目標値（R6）
農業産出額	205 千万円 (H30 市町村別 農業算出額(推計))	250 千万円 (R6 市町村別 農業算出額(推計))
全産業における従業者数 (事業所単位)	1,043 人 (H28 経済センサス 活動調査)	940 人 (R5 経済センサス 基礎調査)

【主な取り組み】

2-1. 農業の維持と新たな展開を図る

【主要施策】

2-1-1. 農業生産を支える基盤の整備

農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保を図るとともに、農地再編整備事業の促進などにより、ほ場の大区画化や透排水性の向上、土づくり対策の支援など、農業生産を支える基盤の整備を進めます。

2-1-2. 良質な農産物の生産による攻めの農業の展開

- ① 良質な農産物の安定的な生産を図るため、新しい生産技術の普及に努めるなど、農作物のブランド化に向けた取り組みを推進します。
- ② 大区画化されたほ場における農業生産性を最大限に高めるため、農業の効率化や省力化を目指し、ICTを活用したスマート農業^{※9}を推進します。
- ③ 農用地の拡大や農業用機械の拡充など、意欲ある農業者の経営拡大に向けた取り組みを推進します。

^{※9} ロボット技術やICTを活用し、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

2-1-3. 農業担い手の育成と確保

- ① 人・農地プラン^{※10}の定期的な見直しにより、将来を見据えた地域農業の担い手を確保し、農地中間管理事業^{※11}を活用して担い手への農地の集積を図ります。
- ② 農業振興センターが中心となり、新規就農者に対する農業生産技術の指導や研修機会の提供を行うとともに、資金の活用により安定的な農業経営の確立を支援します。
- ③ 農業法人化に向けた取り組みを支援するとともに、就業者の確保と定着を図ります。

2-1-4. 豊かな農山村環境づくりの推進

日本型直接支払制度を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を支える活動や、農村景観の形成と生態系の保全に向けた活動を促進します。

2-1-5. 安全で安心な農畜産物の生産

- ① G A P^{※12}の取得や減農薬・減化学肥料の取り組み等を推奨し、安全で安心な農産物の生産を促進します。
- ② 耕畜連携による良質な粗飼料の供給により、安全で安心な畜産物の生産を促進します。
- ③ 家畜自衛防疫組合を中心とした防疫対策の徹底により、損耗を防止することで畜産経営の安定化を促進します。

2-1-6. 生産施設等の改修・整備の支援

本町の基幹産業の維持・発展に向け、生産施設・設備について、生産性の向上やコストの低減に向けた整備改修を支援します。

2-1-7. 特産品の加工の支援

- ① 特産品を町民主導で販売するため、加工品等の商品開発やP R、販路拡大を支援します。
- ② 特産品P Rと観光P Rを兼ね備えた直売所等の建設を検討します。

2-1-8. 販売促進活動の支援

地場農畜産物や特産品等の販売を行うイベントの開催、近郊や大消費地に向けた商談会・イベントへの出店等について支援を行います。

^{※10} 地域の話し合いなどによる、地域において担い手となり得る農業者の選出と経営改善の計画。毎年見直しを行う。

^{※11} 農地を借り受け、農地を借りたい人にまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付ける、農地の中間的受け皿となる事業。

^{※12} (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理) の略。農産物(食品)の安全を確保し、よりよい農業経営を実現する取り組み。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標名	基準値（H30実績）	目標値（R6）
スマート農業取組戸数	— (R2からの新規事業)	10戸 (R2～R6累計)
農地所有適確法人数	15法人 (H31.3月末現在)	17法人 (R7.3月末現在)
加工品開発支援商品数 (地域特産物振興事業関連)	1商品 (H30からの事業)	4商品 (R2～R6累計)
地域特産物流通促進対策支援件数	14件 (H26～H30累計)	15件 (R2～R6累計)
産直バザール開催回数	39回 (H26～H30累計)	25回 (R2～R6累計)

【主要事業】

- 生産基盤整備事業
- 農業水路等長寿命化・防災減災事業
- 国営緊急農地再編整備事業
- 国営農地換地計画事業
- 良質米生産振興事業
- 良質米生産対策事業
- スマート農業推進事業
- 担い手確保・経営強化支援事業
- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業
- 経営所得安定対策推進事業
- 農業チャレンジ資金利子補給事業
- 農業経営基盤強化資金利子補給事業
- 産業振興総合補助事業
- 人・農地問題解決推進事業
- 農地等集積事業
- 農地中間管理事業
- 機構集積協力金交付事業
- 農業担い手育成対策事業
- 農業次世代人材投資事業
- 農用地利用改善事業

- 中山間地域等直接支払交付金事業
- 多面的機能支払交付金事業
- 国営造成施設管理体制整備促進事業
- 農村環境保全事業
- 環境保全型農業直接支払交付金事業
- クリーン農業促進対策事業
- 死亡獣畜処理対策事業
- 大家畜経営改善支援資金利子補給事業
- 家畜伝染病自衛防疫事業
- 農業集落環境施設管理事業
- 特用林産物生産施設等整備事業
- 施設等高度化整備事業
- 地域特産物振興事業
- 地域特産物振興団体支援事業
- 地域特産物流通促進対策事業
- 産直バザール運営活動支援事業
- 直売所等整備調査研究事業

【主な取り組み】

2-2. 林業・商工業の活性化と雇用対策を進める

【主要施策】

2-2-1. 計画的な森林整備の推進

- ① 町有林については、森林整備計画に基づいた経営計画を作成し、森林環境保全整備事業等の補助金を有効活用しながら、今後も適切な整備に努めます。
- ② 私有林については、森林組合が、森林整備計画に基づいた経営計画を作成し、森林環境保全整備事業等の補助金を有効活用しながら、適切な管理を進められるよう連携を図ります。森林整備が行き届かない一部の所有者に対しては、森林経営管理制度により、所有者に意向調査を行い、経営計画に入ること等を進め適切な管理が図られるようにするとともに森林環境譲与税等を活用した整備を一層推進していきます。

2-2-2. 森林整備担い手対策の推進

- ① 林業従事者に奨励金を支給する森林整備担い手対策推進事業を継続するとともに、北海道立北の森づくり専門学院を支援する各種協議会に参画するなど森林整備担い手の確保に努めます。
- ② 地域林政アドバイザー制度を活用し、林業に携わる人の意識の高揚を図ります。

2-2-3. 有害鳥獣対策の推進

- ① 被害防止計画に基づき、有害鳥獣対策連絡協議会や猟友会と連携し、有害鳥獣の駆除を促進します。特に、人身事故の危険が伴うヒグマや近年急激な増加傾向にあるアライグマに効率的に対応するため、センサーカメラ等の機材の充実を進めます。
- ② 狩猟免許の取得に対する支援や猟友会への支援を継続し、有害鳥獣駆除の担い手の確保に努めます。

2-2-4. 商工振興事業の促進

地域経済の振興に向け、商工会が行う中小企業・小規模事業者に対する指導事業及び商工業の振興と安定を図るための事業の実施を支援します。

2-2-5. 市街地の活性化に向けた取り組みの支援

- ① 商店街の活性化に向け「蔵KURARAら」の利用促進と人々が集まるにぎわいのある町並の整備について、町と商工会、各種関係団体の協働により検討を進めます。
- ② きれいで明るい商店街づくりに向け、関係団体が行う商店街の環境美化活動等の実施を支援します。
- ③ 魅力ある店舗づくりに向け、店舗等の改築・改修を行う事業主や空き地・空き店舗を活用して新築・改修を行う起業者等に対する支援を行います。

2-2-6. 中小企業・小規模事業者に対する支援

中小企業・小規模事業者の育成と経営の安定のため、融資制度や補助事業等により支援を行います。

2-2-7. 地域経済活性化に対する支援

町内商工業が活性化するためには、町内における消費を喚起し、下支えすることが重要なことから、地域経済活性化のための支援を行います。

2-2-8. 企業誘致による雇用の場の確保

企業振興促進条例に基づく支援制度の周知をはじめ、立地・交通条件や自然条件、子育て・教育環境などの本町の強みについて情報発信を行いながら、企業誘致活動を展開し、新規企業の立地を促進します。

2-2-9. 地元雇用を促進するための支援

- ① ハローワーク旭川等の関係機関と連携し、就職に関する情報提供や相談、職業能力の開発に関する支援を行います。
- ② 町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に向け、北海道と共同し、東京圏から本町に移住して就業した人に対する支援を行います。
- ③ 関係機関との連携や広域的連携のもと、通年雇用を促進するための支援を行います。
- ④ 美深高等養護学校あいべつ校とも連携しながら、障がい者の雇用の場の確保を促進します。
- ⑤ 特定地域づくり事業推進法^{※13}に基づく、新たな雇用確保の仕組みづくりの可能性について調査を進めます。

2-2-10. 外国人労働者の確保

農林業、商工業、福祉、教育などの様々な分野において、外国人労働者の雇用機会の確保に努めます。

※13 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」の略。地域人口の急減に直面している地域において、地域づくり人材の確保及びその活躍を推進し、地域社会の維持及び地域経済の活性化を図るため、特定地域づくり事業協働組合の認定、その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めた法律。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標名	基準値（H30実績）	目標値（R6）
新規林業従事者数 （短期（6ヶ月未満）季節雇用除く）	2人 （H26～H30累計）	3人 （R2～R6累計）
商工業新規事業者件数 （愛別商工会加盟事業者）	4件 （H26～H30累計）	5件 （R2～R6累計）
企業誘致件数	0件 （H26～H30累計）	1件 （R2～R6累計）
労働支援対策事業支援件数	— （R2からの新規事業）	45件 （R2～R6累計）
外国人労働者数 （期限付き研修生等は除く）	0人 （H26～H30実人数累計）	5人 （R2～R6実人数累計）

【主要事業】

- 町有林下刈事業
- 境界刈り事業
- 町有林間伐事業
- 町有林植栽事業
- 町有林更新伐事業
- 未来につなぐ森づくり推進事業
- 森林経営管理事業
- 林道維持管理事業
- 森林活性化対策事業
- 林道開設事業
- 森林整備担い手対策推進事業
- 猟友会活動支援事業
- 有害鳥獣対策事業
- 商工振興事業
- 商店街美化事業
- 商店街活性化支援事業
- 市街地活性化事業
- 蔵KURARA管理事業
- 商店街町並検討事業
- 中小企業融資利子補助事業
- 地域経済活性化事業
- 企業誘致信用調査事業

- 企業誘致適地調査PR事業
- 労働支援対策事業
- 上川中部季節労働者通年雇用促進協議会連携事業
- 特定地域づくり事業協同組合活用可能性検討事業
- 外国人介護福祉人材育成支援事業

3. 新しいひとの流れをつくり、「あいべつ」ファンを増やす

【基本的方向】

移住者や「あいべつ」を応援してくれるファンの増加、観光・応援から移住への展開を目指し、振興計画の『重点プロジェクト④ 「あいべつ」ファン拡大プロジェクト』と『重点プロジェクト⑤ 定住・移住促進プロジェクト』に基づく施策を中心に「あいべつ」ファンの拡大、住宅の確保と定住・移住の促進に向けた取り組みを進めます。



【数値目標】

目標名	基準値（H30実績）	目標値（R6）
転出超過数	51人 (H31.3月末現在)	25人 (R7.3月末現在)
生産年齢人口	1,295人 (H31.3月末現在)	1,253人 (R7.3月末現在)

【主な取り組み】

3-1. 「あいべつ」ファンを増やす

【主要施策】

3-1-1. 観光施設の充実

本町の観光の魅力づくりに向け、町民や事業者等と協働し、オートキャンプ場やパークゴルフ場をはじめとする観光関連施設の充実を図ります。

3-1-2. 広域的な観光振興・地域振興に向けた取り組みの推進

- ① 「大雪カムイミンタラDMO^{※14}」とともに、圏域一体の滞在交流型観光やスノーリゾート構想を推進し、プロモーション活動とともに、地域の稼ぐ力を引き出し、観光地経営の視点に立った観光地域づくりを推進します。

※14 DMOとは、観光地域づくりの舵取り役として、各種調整機能を持つとともに、各種観光データの収集・分析等を行い、戦略を組み立て運営する法人格を持った組織。大雪カムイミンタラDMOは、アイヌの人々が「神々の遊ぶ庭（カムイミンタラ）」と呼んだ大雪山国立公園を核とする圏域が、国内外の多くの人々に認知され、幾度となく訪れたい地域として選ばれるよう舵取り役として様々な事業に取り組んでいる。

② 「大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会」とともに、日本ジオパーク※¹⁵の認定及び活用に向けた各種活動を推進します。

③ 「大雪山麓上川アイヌ日本遺産推進協議会」とともに、日本遺産※¹⁶に認定されたストーリー『カムイと共に生きる上川アイヌ～大雪山のふところに伝承される神々の世界～』を活用した地域活性化事業を推進します。

3-1-3. 観光PRの強化

ホームページやSNS、マスコミ、ふるさと納税制度等の活用、映像やパンフレットの作成など、様々な媒体・手段を活用し、観光PRの強化を図ります。PRにあたっては、外国人観光客への対応も含めた取り組みを行います。

3-1-4. 観光協会の活動支援

観光の振興による町の活性化に向け、観光協会が行う各種観光事業の実施を支援します。

3-1-5. イベントの支援

町民同士の交流を促進するとともに、町内外の人々に本町の特産物や魅力をPRするため、あいべつ夏まつり及びきのこの里フェスティバルの実施を支援します。

3-1-6. 農業と連携した観光事業の支援

中学生・高校生などの若者や農業に関心のある団体等との交流を通して農業や本町に対する理解を深めるため、「農作業体験等受入推進協議会」が行う農作業体験等の活動を支援します。

3-1-7. 「愛のまち交流」の継続と充実

他地域との交流を通じたまちづくり・人づくりに向け、滋賀県東近江市愛東地区との交流を中心に、「愛のまち交流」の継続と内容充実に努めます。

3-1-8. ふるさと会等との連携強化

本町の応援団である、「あさひかわ愛別会」・「札幌ふるさと愛別会」・「とうきょう愛別会」の3組織を中心に、関係団体・組織との多様な場面での連携の強化を図っていきます。

3-1-9. 広報・広聴機能の強化

① 広報紙「広報あいべつ」の内容の充実を図るとともに、より町民の手元に届き、読まれる、時代の流れに合わせた配布方法を検討し、改善を図ります。

※¹⁵ ジオパークとは、貴重な自然景観や特徴的な地形地質を有し、地域の地質的な成り立ちやそこで暮らす人たちの文化を学ぶことができる自然公園。日本では43地域が認定されている。

※¹⁶ 地域の歴史的魅力や特色を通じてわが国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取り組みを支援する制度。平成30年度に、本町を含む2市10町で申請していた上川アイヌに関するストーリーが日本遺産に認定された。

- ② 町内で行われたイベント等の様子のほか、町の魅力を町内外へPRできる映像や、文字・音声による情報を使用した番組を制作し、ケーブルテレビで町内及び近隣市町へ放送し、広く情報発信を行います。
- ③ ホームページの内容を随時更新し、適時の情報発信に努めるとともに、SNSなど時代の流れに合わせたより効果的なツールを利用し、情報発信と町民の意見等の情報収集を行い、双方向の広報・広聴活動を推進します。

3-1-10. 各種寄附金の有効活用

ふるさと納税制度等を活用した各種寄附金について、寄附者の増加に向けた取り組みを進め、関係人口の拡大に努めるとともに、寄附者の意向を十分考慮しつつ、まちづくりの財源として有効活用を図ります。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標名	基準値（H30実績）	目標値（R6）
観光入込客数	292,169人 (H26～H30累計)	300,000人 (R2～R6累計)
愛のまち交流者数	149人 (H26～H30累計)	300人 (R2～R6累計)
ふるさと便り発行数	691通 (H30.12月末現在)	760通 (R6.12月末現在)
ホームページ閲覧ユーザー数	66,896ユーザー (H31.3月末現在)	80,000ユーザー (R7.3月末現在)
ふるさと応援寄附金	44百万円 (H31.3月末現在)	66百万円 (R7.3月末現在)

【主要事業】

- 観光施設再構築調査研究事業
- 大雪カムイミントラDMO連携事業
- 大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会連携事業
- 大雪山麓上川アイヌ日本遺産推進協議会連携事業
- 観光PR推進事業
- 観光協会活動支援事業
- きのこの里フェスティバル支援事業
- あいべつ夏まつり支援事業
- 農作業体験等受入推進協議会支援事業

- 少年愛のまち交流事業
- ふるさと会等交流事業
- 町広報紙作成事業
- 番組制作放送事業
- 広報広聴推進事業
- ふるさと納税実施事業
- 企業版ふるさと納税実施事業

【主な取り組み】

3-2. 住宅の確保と定住・移住対策を進める

【主要施策】

3-2-1. 公営住宅等の長寿命化と整備

公営住宅等長寿命化計画に基づき、安全で快適な公営住宅等の長期的な維持管理に努めるため、町民ニーズや民間による持ち家取得の動向を勘案しながら、管理戸数の設定を行い、耐用年限が経過した既存公営住宅等の建て替え、老朽化の進行・抑制に対応した改善等整備手法の見直しなどを行い、公営住宅等の効率的・効果的な整備を推進します。

3-2-2. 既存住宅の耐震化の促進

地震による被害の軽減を図り、町民が安全に安心して生活できるよう、耐震化の必要性を周知し、町民の意識の向上に努めるとともに、旧耐震基準の住宅に係る診断・改修工事の支援を行い、既存住宅の耐震化を促進します。

3-2-3. 空き家等の総合的な対策の推進

- ① 条例の制定や計画策定、協議会の設立・運営など、空き家等対策を総合的に推進していくための体制整備を図ります。
- ② 条例や計画に基づき、有効な空き家等対策事業を着実に実施していきます。

3-2-4. 定住・移住促進施策の推進

- ① 定住・移住希望者に対するワンストップ相談窓口の体制整備を図ります。
- ② 空き家等を活用した定住・移住を促進するため、改修等に対する支援を行うとともに、支援制度の内容充実に向けた調査を進めます。
- ③ 首都圏を中心とした移住者を獲得するため、北海道や町内企業との連携による移住支援施策を実施します。

3-2-5. 情報発信・プロモーション活動の推進

町の知名度やイメージを向上させ、移住希望者や関係人口を掘り起こすため、ホームページやSNS^{※17}、マスコミの活用、都市圏での移住イベントへの参加をはじめ、様々な媒体・機会を活用し、効果的・戦略的な情報発信・プロモーション活動を推進します。

3-2-6. 地域おこし協力隊の活用

地域おこし協力隊を積極的に活用し、定住・移住につなげるとともに、地域振興に向けた様々な取り組みを実施していきます。

※17 ソーシャルネットワーキングサービス。共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標名	基準値（H30実績）	目標値（R6）
公営住宅等の空き戸数	50戸 (H31.3月末現在)	28戸 (R7.3月末現在)
空き家等物件数	47件 (H31.3月末現在)	37件 (R7.3月末現在)
定住・移住促進空き家改修支援件数 (H27からの事業)	16件 (H27～H30累計)	20件 (R2～R6累計)
フェイスブック「いいね」の数	678「いいね」 (H31.3月末現在)	1,400「いいね」 (R7.3月末現在)
移住就業・起業支援事業利用者数	— (R1からの新規事業)	5人 (R2～R6累計)

【主要事業】

- 公営住宅等長寿命化計画策定事業
- 公営住宅等ストック総合改善整備事業
- 公営住宅等改修整備事業
- 北振団地公営住宅等整備事業
- 民間住宅助成事業
- 空き家等総合対策事業
- 定住・移住促進空き家改修支援事業
- 移住就業・起業支援事業
- 定住・移住促進事業
- 地域おこし協力隊活用事業

4. 誰もが住みたくなる、戻りたくなる安全・便利なまちをつくる

【基本的方向】

町民も訪れる人も誰もが住みたくなるまち、一度町を出た人も戻りたくなるまちを目指し、振興計画の『重点プロジェクト③ 住みよい安全・便利なまちづくりプロジェクト』に基づく施策を中心に、消防・防災体制の充実や公共交通の維持・充実、情報化の推進、コミュニティの活性化に向けた取り組みを進めます。



【数値目標】

目標名	基準値（H30実績）	目標値（R6）
住民基本台帳人口	2,794人 (H31.3月末現在)	2,506人 (R7.3月末現在)
今後の定住意向	61% (H30町民アンケート 調査結果)	70% (R5町民アンケート 調査結果)

【主な取り組み】

4-1. 災害に強い安全なまちをつくる

【主要施策】

4-1-1. 消防施設等の整備充実

- ① 消防署及び消防団詰所について、災害時の防災拠点としての機能を維持するため、大雪消防組合公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な整備・管理を行います。
- ② 消防署及び消防団に配備されている水槽付消防ポンプ自動車や消防ポンプ自動車、指令車、器材搬送車などの消防車両や資機材について、老朽化や能力不足等の状況に応じ、整備充実を計画的に推進します。

4-1-2. 消防職員・消防団員の知識・技能の向上

- ① 消防職員を消防学校や他消防本部等へ年次的に派遣し、知識・技能の向上を促進します。
- ② 消防団員に対する研修や訓練を計画的に実施し、知識・技能の向上を促進します。

4-1-3. 消防団員の入団促進と環境整備

- ① 関係機関・団体と連携し、消防団員の入団促進に向けた取り組みを進めます。

- ② 消防団員の装備の充実を図り、安全確保に努めます。

4-1-4. 防災・減災に関する計画等の策定・管理

- ① 防災・減災体制の確立、町全体の強靱化を総合的・計画的に進めるため、地域防災計画の見直しを適宜行うとともに、国土強靱化地域計画を策定します。
- ② 町民に災害の危険度や避難場所・避難経路等の情報を的確に提供するため、実用性のある最新情報を掲載したハザードマップ^{※18}を作成します。

4-1-5. 町民の防災・減災意識の高揚と自主防災組織の育成

防災・減災関連施策のPRや各種防災関連マニュアル・ハザードマップの周知徹底、防災・減災に関する研修や避難訓練の実施を図るとともに、自主防災組織の育成に努め、町民の防災意識の高揚と行政・地域が一体となった防災・減災体制の確立に努めます。

4-1-6. 防災資機材等の整備

防災資機材・備蓄品の更新を適宜行うとともに、民間事業者との災害協定の締結に積極的に取り組むことで災害時のライフラインを確保し、災害に強いまちづくりを推進します。

4-1-7. 防災拠点としての役場庁舎の耐震化

災害時の防災拠点となる役場庁舎について、その耐震化を推進します。

4-1-8. 治山・治水対策の推進

- ① 水源のかん養や土砂の崩壊その他の災害の防備等の観点から、保安林の適正管理に努めます。
- ② 石狩川・愛別川等の堤防や護岸の早期整備及び適正な維持管理について関係機関に要請していきます。
- ③ 防災・減災の観点から、普通河川の維持管理を行うとともに、大雨時や融雪時にはパトロールを実施し、災害箇所の把握、早期復旧に取り組みます。

^{※18} 想定される災害の範囲や危険箇所、避難場所等を地図上に示したものの。

【K P I（重要業績評価指標）】

指標名	基準値（H30 実績）	目標値（R6）
火災発生件数	13 件 (H26～H30 累計)	0 件 (R2～R6 累計)
災害等出動件数	832 件 (H26～H30 累計)	750 件 (R2～R6 累計)
消防団員数	71 人 (H31.3 月末現在)	81 人 (R7.3 月末現在)
防災・減災訓練等実施回数	13 回 (H26～H30 累計)	35 回 (R2～R6 累計)
河床整備等実施普通河川数 (災害対応分を含む)	23 河川 (H26～H30 累計)	20 河川 (R2～R6 累計)

【主要事業】

- 水槽付消防ポンプ自動車更新事業
- 消防ポンプ自動車更新事業
- 指令車更新事業
- 器材搬送車更新事業
- 消防団員資質向上事業
- 消防団員環境整備事業
- 消防団入団促進事業
- 国土強靱化地域計画策定・管理事業
- 防災ハザードマップ作成事業
- 防災訓練等実施事業
- 防災備蓄品・備品整備事業
- 役場庁舎耐震化事業
- 河川維持補修事業
- 河川等緊急浚渫事業
- ペンケメムナイ川河床整備事業
- 愛別川河川維持委託事業

【主な取り組み】

4-2. 便利で安心して暮らせるまちをつくる

【主要施策】

4-2-1. 交通安全に関する啓発等の推進

関係機関・団体と連携し、交通指導員による交通指導をはじめ、各年齢に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の高揚、飲酒運転の根絶を促進します。

4-2-2. 交通安全施設の整備

交通量の多い路線や通学路を中心に交通安全施設の整備充実を図ります。

4-2-3. 防犯に関する啓発等の推進

関係機関・団体等との連携のもと、啓発活動やパトロール活動の充実を図り、町民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯パトロール活動の促進など、町民の自主的な地域安全活動を促進します。

4-2-4. 犯罪の起こりにくい環境の整備

公共的空間の見通しの確保や死角の解消、スクールガードリーダー等との連携による、犯罪の起こりにくい環境の整備を進めます。

4-2-5. よりよい公共交通体系の確保

地域公共交通会議を適宜開催し、町民や関係機関、交通事業者とともに、よりよい公共交通体系の実現に向けた協議を行います。

4-2-6. 町営デマンドバスの安定的・効率的な運行

町営デマンドバスについて、車両の適切な管理を行うとともに、交通事業者と連携し、安定的かつ効率的な運行を行います。

4-2-7. JR石北本線及び道北バスの存続に向けた取り組みの推進

JR石北本線及び道北バスについて、関係機関や関係自治体と協調し、利用者の増加に向けた施策を推進しながら、各交通事業者にその維持・存続を働きかけていきます。

4-2-8. さらなる情報化の推進

- ① これまで導入した各種システムの維持・更新を行うとともに、道との連携によるシステムの導入など新たな取り組みを推進し、行政内部のICT環境の一層の充実を図ります。
- ② すべての町民が等しく情報サービスを利用することができるよう、通信事業者と連携し、超高速インターネットやケーブルテレビの利用促進に努めます。
- ③ IP告知端末の老朽化等を踏まえ、時代の流れに合わせた新たな情報サービス提供の仕組みづくりについて検討し、その実現化に向けた取り組みを進めます。

4-2-9. 安全・円滑に利活用できる情報環境づくり

- ① 各種情報サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ対策^{※19}を推進します。
- ② 町民だれもが支障なく利活用できる情報環境づくりと情報化を支える職員の育成に向け、町民への学習機会の提供及び職員へのICTに関する教育・研修等を推進します。

4-2-9. 技術革新の利活用の研究

新たな社会（Society 5.0^{※20}）づくりに向け、本町のまちづくりにおけるロボット、AI^{※21}、IoT^{※22}などの未来技術の利活用の可能性について研究を進めます。

4-2-10. 自発的・主体的なコミュニティ活動の支援

コミュニティ活動の活性化に向け、自治組織や町民団体等が自発的・主体的に取り組む各種事業を支援します。

※19 データの改ざんや破壊、情報の漏えい、ウイルスの感染などがなされないよう、必要な安全対策を行うこと。

※20 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

※21 Artificial Intelligenceの略。人工知能。

※22 Internet of Thingsの略。様々な物体に通信機能を持たせ、インターネットに接続して相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標名	基準値（H30実績）	目標値（R6）
交通事故件数	28件 (H26～H30累計)	0件 (R2～R6累計)
犯罪件数	72件 (H26～H30累計)	36件 (R2～R6累計)
町営デマンドバス利用者数	9,250人 (H26～H30累計)	10,000人 (R2～R6累計)
ポテトインターネット契約件数	350件 (H31.3月末現在)	420件 (R7.3月末現在)
まちづくり推進事業支援件数	11件 (H26～H30累計)	15件 (R2～R6累計)

【主要事業】

- 交通安全対策事業
- 舗装道路区画線吹付け事業
- 防犯協会活動支援事業
- 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
- 地域公共交通会議運営事業
- 町営デマンドバス運行事業
- JR石北本線支援事業
- 情報通信施設機能強化整備事業
- 情報通信施設管理事業
- 未来技術利活用推進事業
- まちづくり推進事業
- 共生型交流実施事業

第2期愛別町まち・ひと・しごと創生総合戦略
令和2年3月

発行：愛別町
編集：愛別町総務企画課政策企画室
〒078-1492
北海道上川郡愛別町字本町 179 番地
TEL：01658-6-5111
FAX：01658-6-5110